

# **第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画**

**令和2年3月**

**志 賀 町**



# 目次

第1章 計画の背景と策定趣旨.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3. 計画策定の時期及び計画期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	3
第2章 子どもと子育て家庭に関する動向.....	4
1. 統計による志賀町の状況.....	4
2. ニーズ調査結果.....	8
3. 前回計画の評価.....	24
4. 志賀町の子育てにおける課題.....	29
第3章 計画の基本的な考え方.....	30
1. 計画の基本理念.....	30
2. 計画の基本的な視点.....	31
3. 計画の基本目標.....	32
4. 施策体系.....	33
第4章 子ども・子育て支援の事業展開.....	34
1. 教育・保育事業等の提供区域.....	34
2. 家庭類型（現状・類型）別児童数の算出.....	35
3. 教育・保育事業のニーズ量の見込み.....	36
4. 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み.....	38
5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保.....	42
第5章 次世代育成支援の施策展開.....	43
基本目標Ⅰ 子ども・子育てを支えるまちづくり.....	43
基本目標Ⅱ 未来を担う人づくり.....	48
基本目標Ⅲ 子どもたちがたくましく、健やかに育つ環境づくり.....	50
基本目標Ⅳ 子どもが安全に育つ安心なまちづくり.....	57
第6章 計画の推進・点検体制.....	59
1. 町民参画の推進.....	59
2. 地域組織との連携強化.....	59
3. 行政各部門との連携.....	60
4. 計画の点検体制.....	60



# 第1章 計画の背景と策定趣旨

## 1. 計画策定の背景

近年、子育てをめぐる環境は変化し続けており、その中で新たな課題も生まれています。全国的には、女性活躍推進の取り組みが進み、待機児童が慢性的に発生したことや、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育て家庭が孤立してしまい、子育てに関する助言や支援を気軽に得られなくなっていること等が挙げられます。このように、ライフスタイルの変化等によって課題が複雑化・多様化しており、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けているといえます。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。これに基づき、次世代を担う子どもたちの育成を支援するための様々な事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

その後、平成31年2月には、重要な少子化対策の1つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化を実施するための「子ども・子育て支援法改正案」が閣議決定され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

また、令和元年6月には「児童福祉法」及び「児童虐待防止法」が改正され、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。

本町においては、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「志賀町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育てに関する様々な施策の展開を図ってきました。このたび、「志賀町子ども・子育て支援事業計画」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、本町における、子ども・子育てを取り巻く環境の変化を捉えながら、子どもの利益を最優先に考え、その保護者を支援する環境を整備することを目的に、「第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

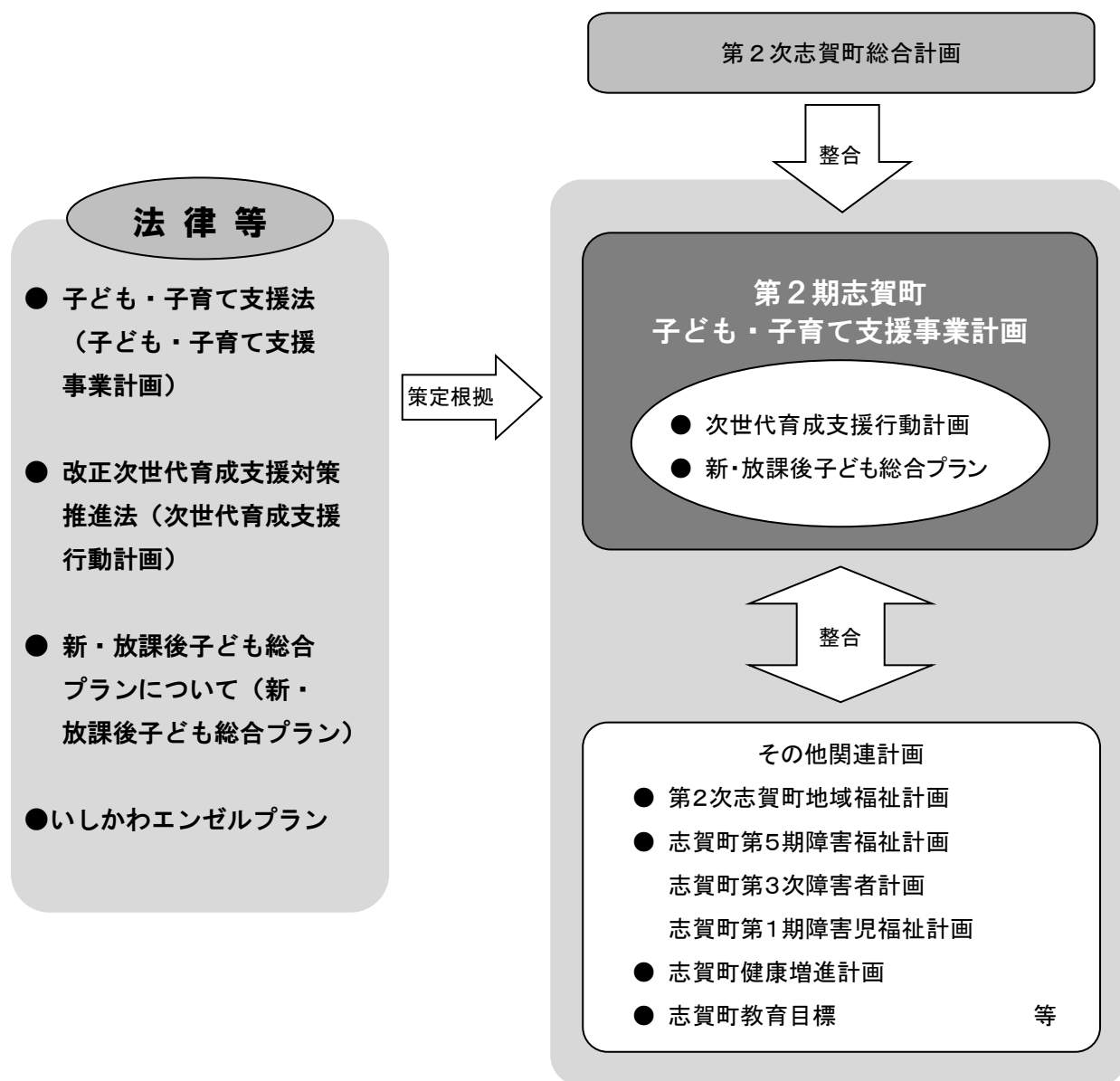
## 2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、志賀町総合計画の分野別計画に位置づけられます。

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。また、第1期同様に、改正次世代育成支援対策推進法に基づく市町村次世代育成支援行動計画の内容も踏まえ、「第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

本計画の策定にあたっては、「新・放課後子ども総合プラン」を抱合する計画として位置づけます。また、関連の法律、いしかわエンゼルプラン、本町の関連計画との整合並びに連動を図り策定しています。

### ◆ 計画の法的根拠と位置づけのイメージ



### 3. 計画策定の時期及び計画期間

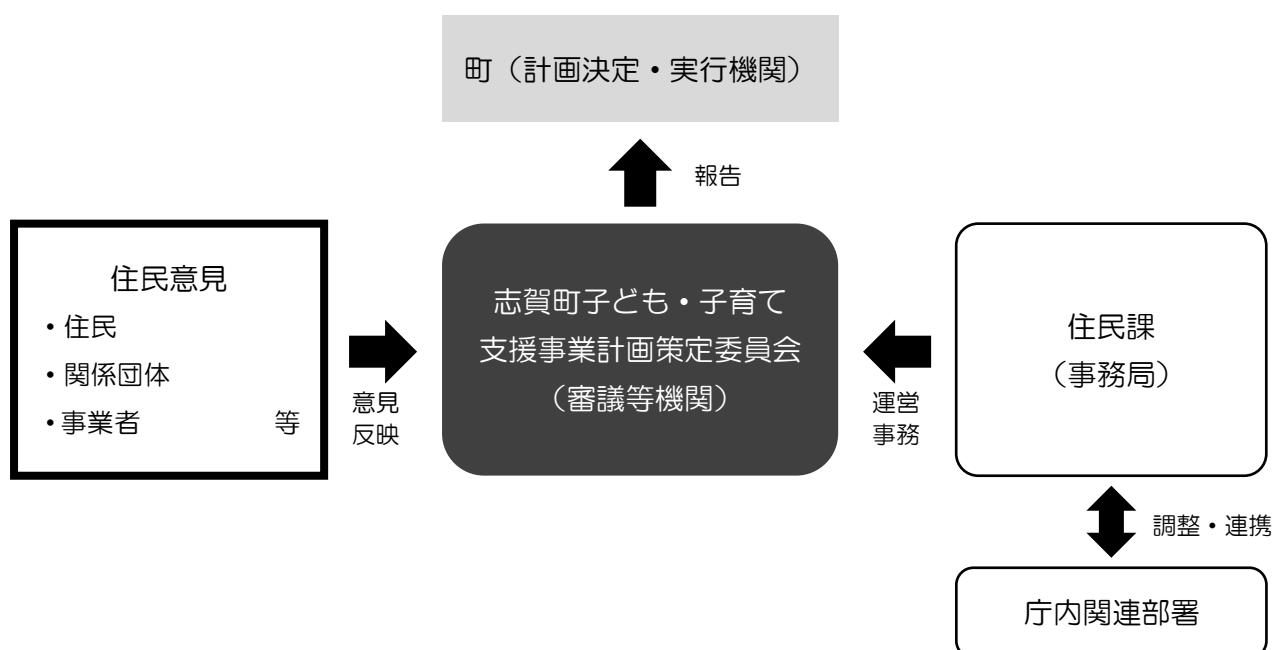
本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。毎年度、計画達成状況の確認と見直しを行います。

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画		計画期間						
第1期志賀町子ども・子育て支援事業計画	計画期間							

### 4. 計画の策定体制

本計画の策定する体制については、審議等機関として「志賀町子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、住民課を事務局として、子育て当事者や関係団体活動者等の意見を反映しながら、計画の策定にあたりました。

計画策定に先立ち、子育てに関する実態や子育て支援に係る意見・要望を把握するため、就学前児童及び小学生児童の保護者を対象にアンケート調査を実施し、計画に反映しました。また、計画書案ができた段階においてパブリックコメントを行い、住民からの意見を必要に応じて反映しました。



## 第2章 子どもと子育て家庭に関する動向

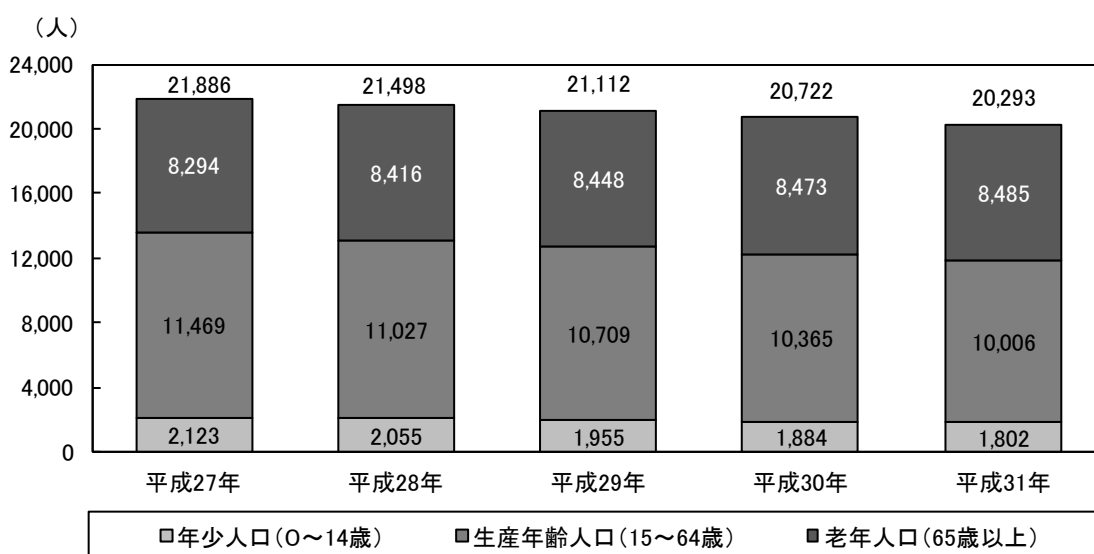
### 1. 統計による志賀町の状況

#### (1) 人口・世帯の状況

本町の総人口は、平成27年以降ほぼ横ばいで推移し、平成31年で20,293人となっています。

年齢3区分別人口をみると、老年人口は増加し、年少人口、生産年齢人口は減少しています。平成31年の年少人口（0～14歳）は1,802人（8.9%）となっています。

#### ◆ 年齢3区分別人口の推移

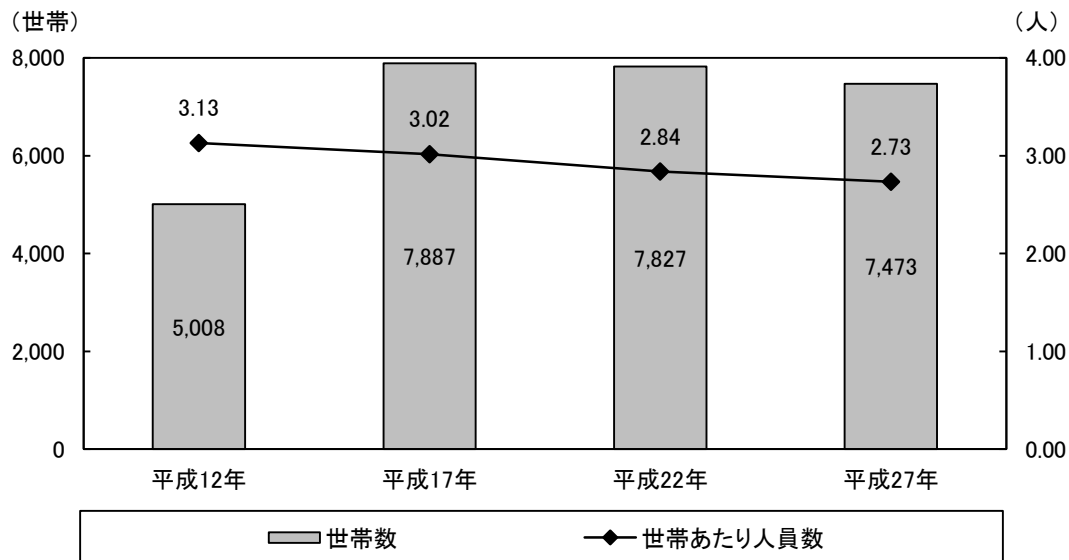


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)



本町の世帯数は、平成 17 年をピークにやや減少傾向となっており、平成 27 年で 7,473 世帯となっています。世帯あたり人員数は、核家族化や晩婚化等の影響により減少しており、平成 27 年で 2.73 人となっています。

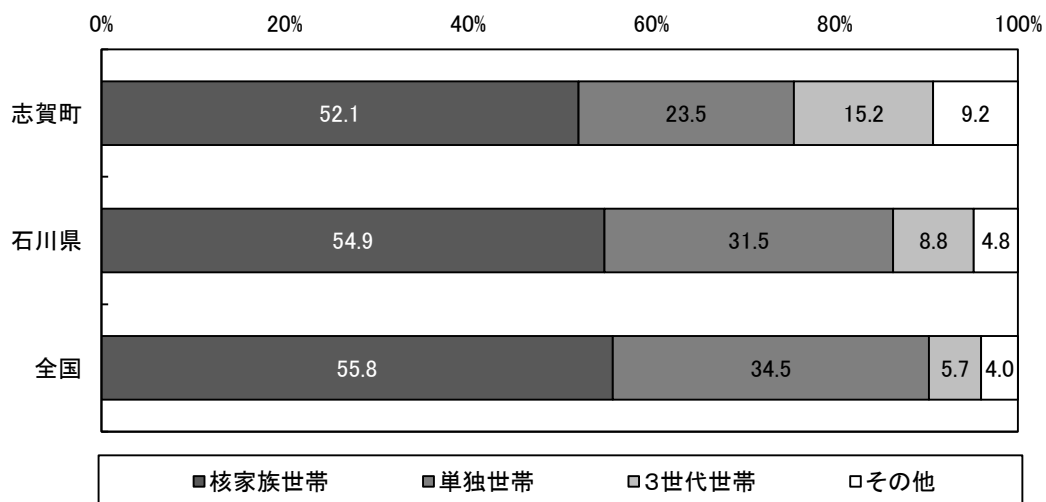
◆ 世帯数の推移



資料: 国勢調査

平成 27 年の世帯類型について、国・県と比較してみると、国・県に比べて「3世代世帯」の割合が高く、「核家族世帯」の割合が低くなっています。

◆ 世帯類型(平成 27 年)

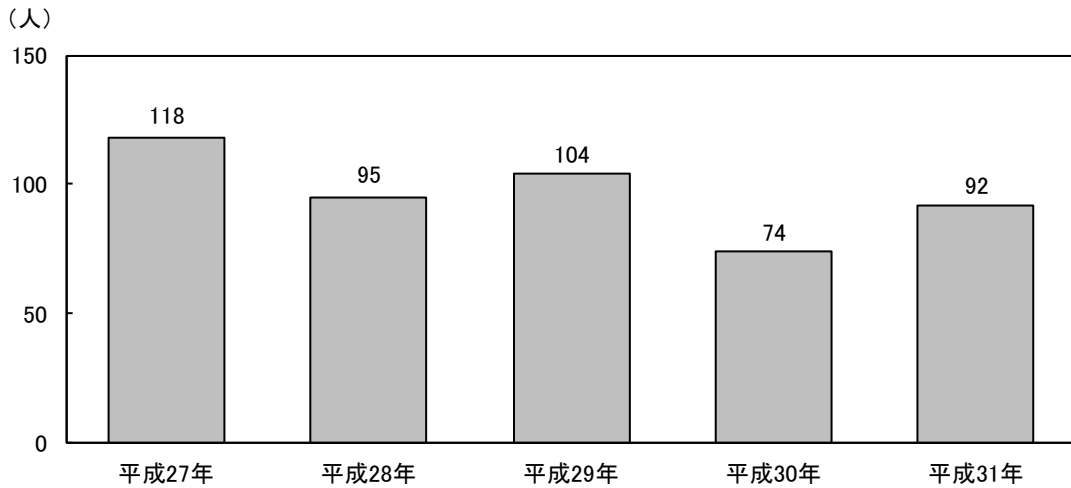


資料: 国勢調査

(2) 出生数の推移

本町の出生数は、増減を繰り返しながら徐々に減少しており、平成31年には転出入を含め0歳児の数は、92人となっています。

◆ 各年度の0歳児数の推移

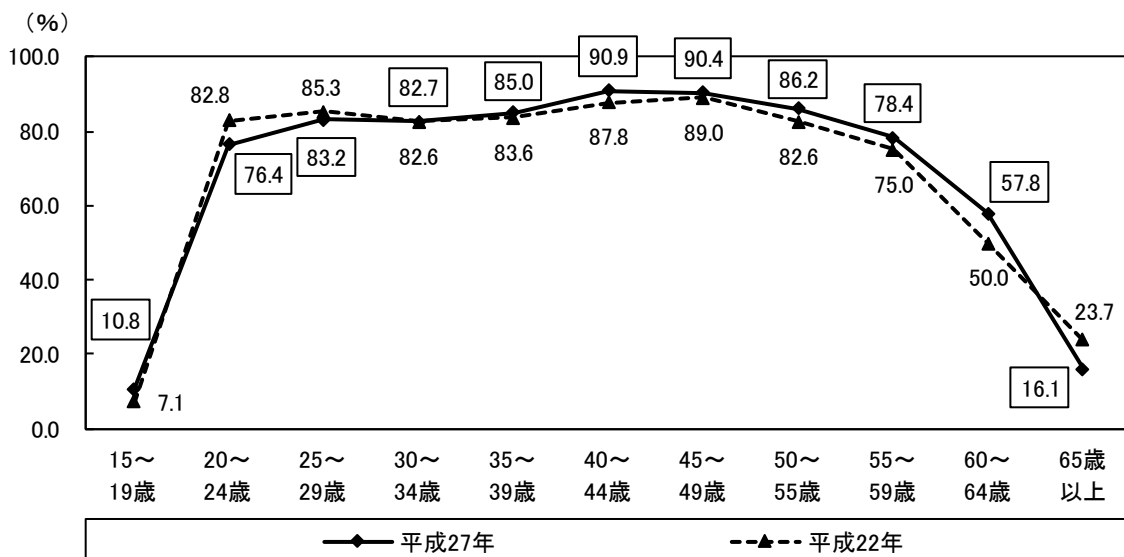


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 女性の就労の状況

平成27年の女性の労働力率は、25歳から55歳以下で80%を超えています。30～34歳で82.7%とやや落ち込み、「M字カーブ」がみられます。平成22年と比較してみると、30歳から64歳以下の年代で高くなっています。

◆ 女性の労働力率の推移

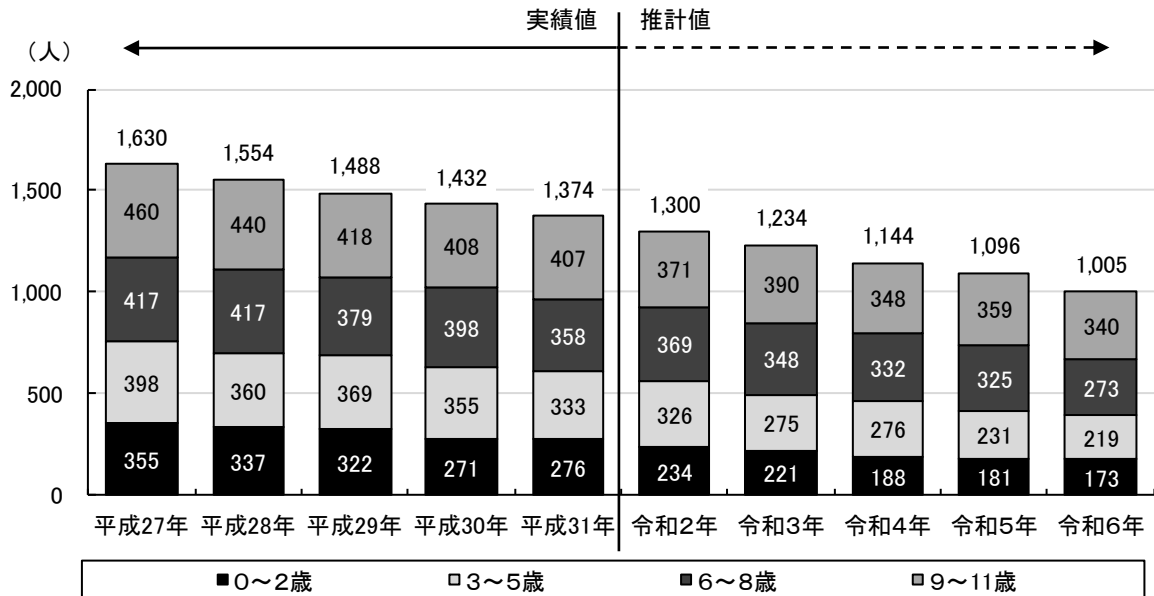


資料:国勢調査

(4) 児童人口の推移及び推計

本町の児童人口は、ゆるやかに減少しており、今後も減少し続けると考えられます。令和6年で、11歳以下の人口が1,005人のうち、就学前児童数は392人、小学生児童数613人と推測されています。

◆ 児童人口の推移及び推計

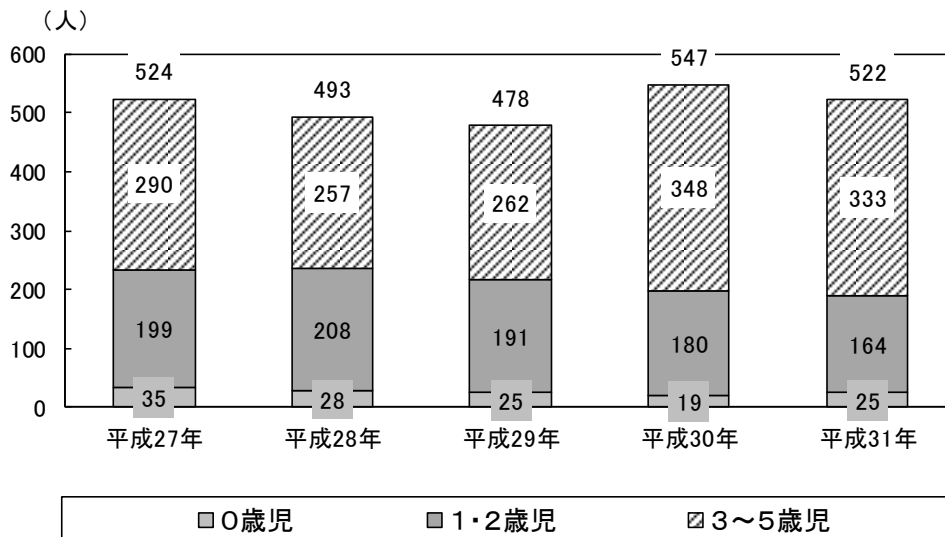


資料:実績は住民基本台帳(各年4月1日現在)、推計はそれに基づき学校教育課で推計

(5) 就学前児童の保育園等利用状況

就学前児童の保育園等の在園児数は、増減を繰り返し推移しており、平成31年で522人となっています。年齢別でみた場合は、1・2歳児の利用が減少傾向にあります。

◆ 保育園等の在園児数



資料:住民課(各年4月1日現在)

## 2. ニーズ調査結果

### (1) 調査概要

- 調査地域：志賀町全域
- 調査対象者：志賀町内在住の「就学前児童」をお持ちの全世帯（就学前児童調査）  
志賀町内在住の「小学生」をお持ちの全世帯（小学生児童調査）
- 調査期間：平成31年1月11日（金）～平成31年1月25日（金）
- 調査方法：認定こども園・保育園・小学校を通じた回収もしくは郵送による回収  
（就学前児童のうち、未就園の児童は郵送による配付・回収）

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	485 件	315 件	64.9%
小学生	601 件	327 件	54.4%
合計	1,086 件	642 件	59.1%

### (2) 調査結果の見方

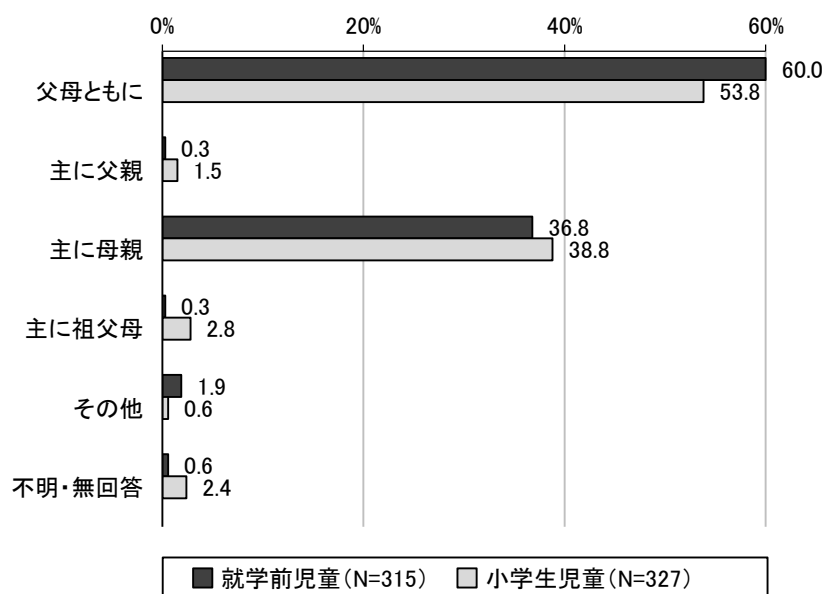
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

### (3) 調査結果

#### ①子どもの育ちをめぐる環境について

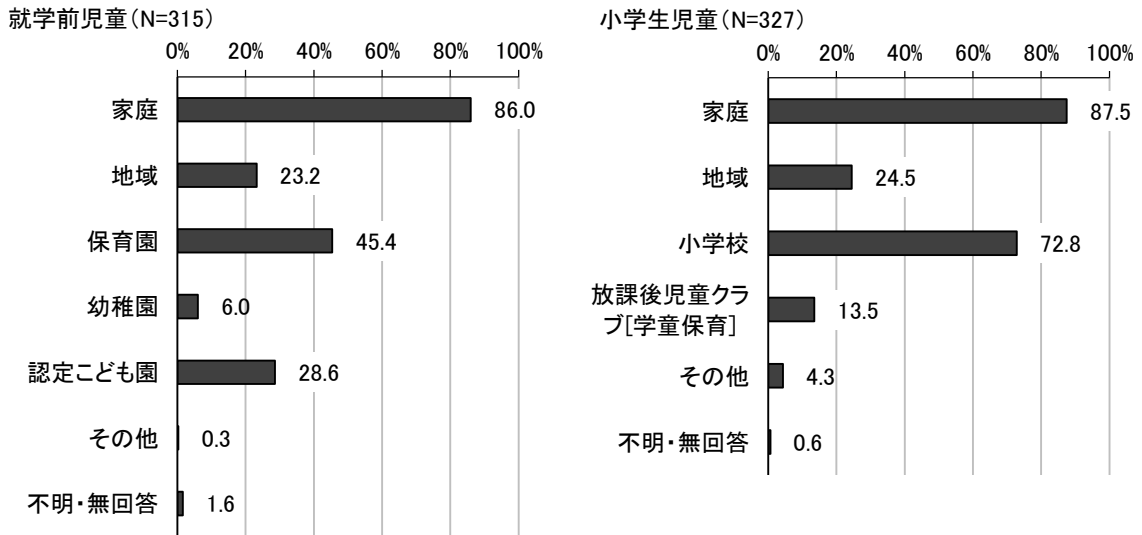
##### 子育てや教育を主にしている方

子育てや教育を主にしている方についてみると、「父母ともに」が就学前児童で60.0%、小学生児童で53.8%と最も高く、次いで「主に母親」が就学前児童で36.8%、小学生児童で38.8%となっています。



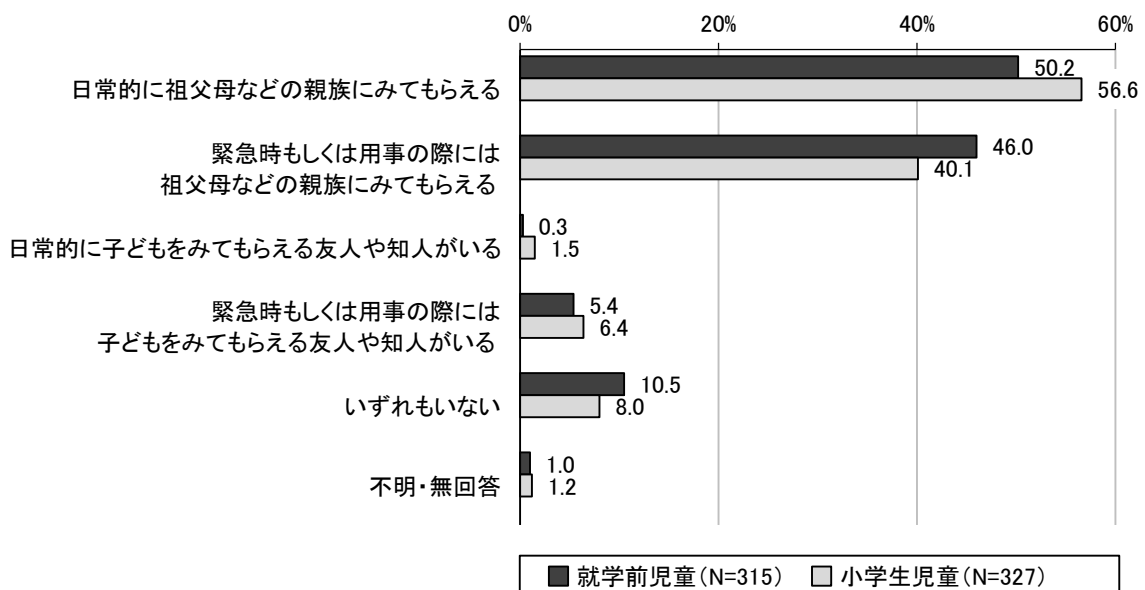
### 子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境

子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境についてみると、「家庭」が就学前児童で86.0%、小学生児童で87.5%と最も高く、次いで就学前児童で「保育園」が45.4%、小学生児童で「小学校」が72.8%となっています。



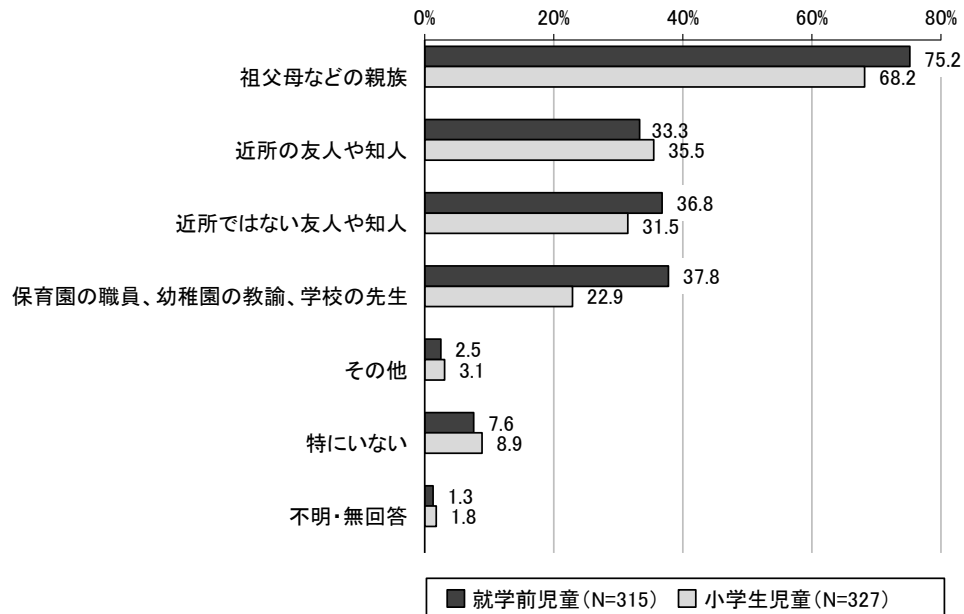
### 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、お子さんをみてもらえる親族や知人についてみると、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童で50.2%、小学生児童で56.6%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童で46.0%、小学生児童で40.1%となっています。



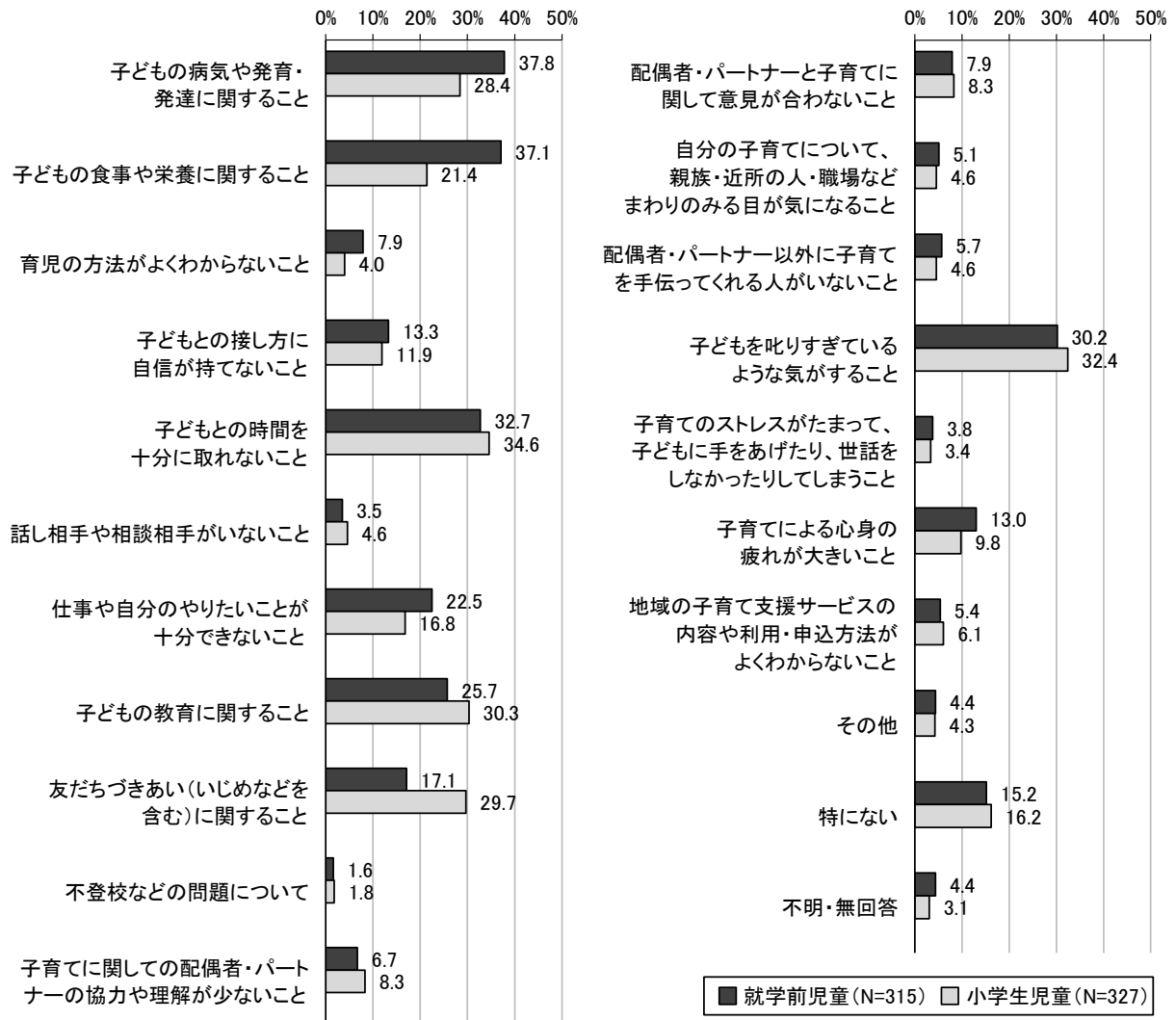
### 子育て（教育を含む）に関する相談先

お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人についてみると、「祖父母などの親族」が就学前児童で75.2%、小学生児童で68.2%と最も高く、次いで就学前児童では「保育園の職員、幼稚園の教諭、学校の先生」が37.8%、小学生児童では「近所の友人や知人」が35.5%となっています。



## 子育てに関する悩みや、子どもに関して気にかかること

子育てに関して、日頃悩んでいることや困っていることについてみると、就学前児童では「子どもの病気や発育・発達に関すること」が37.8%と最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」が37.1%となっています。小学生児童では「子どもとの時間を十分に取れないこと」が34.6%と最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」とが32.4%となっています。



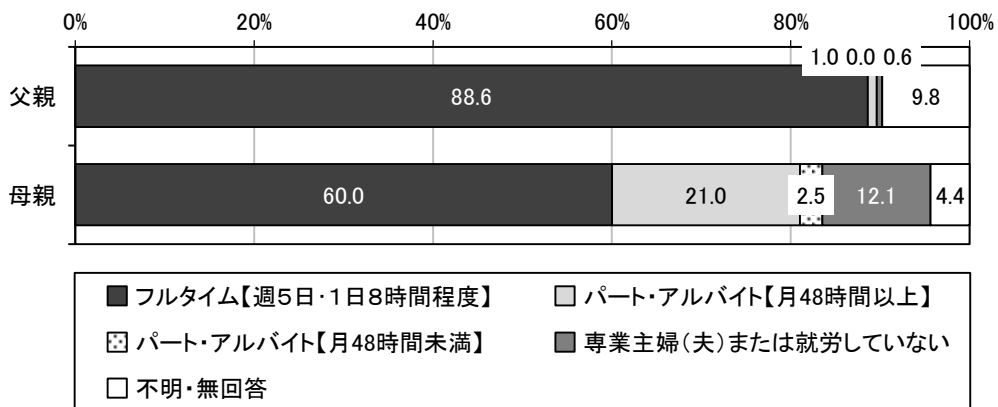


②保護者の就労状況について

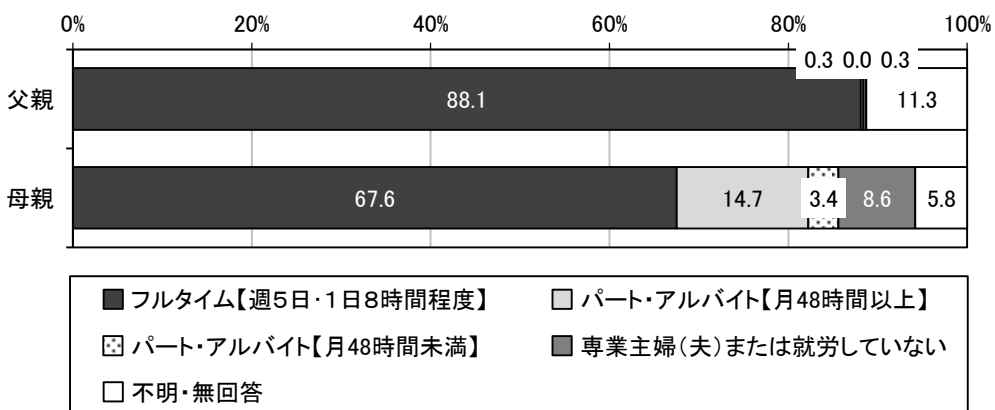
保護者の就労状況

保護者の現在の就労状況についてみると、父親に関しては「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が就学前児童で88.6%、小学生児童で88.1%と最も高く、大部分を占めています。母親に関しては「フルタイム【週5日・1日8時間程度】」が就学前児童で60.0%、小学生児童で67.6%と最も高く、次いで「パート・アルバイト【月48時間以上】」が就学前児童で21.0%、小学生児童で14.7%となっています。

就学前児童(N=315)

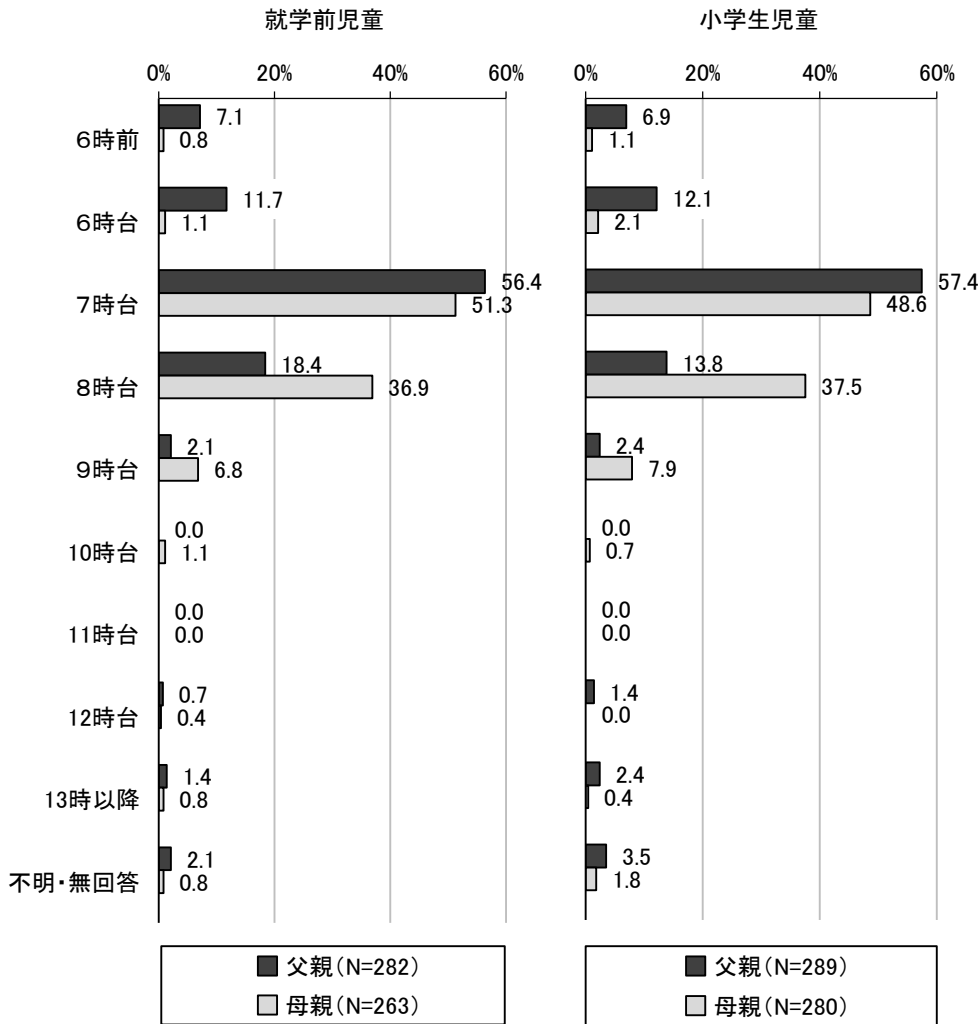


小学生児童(N=327)



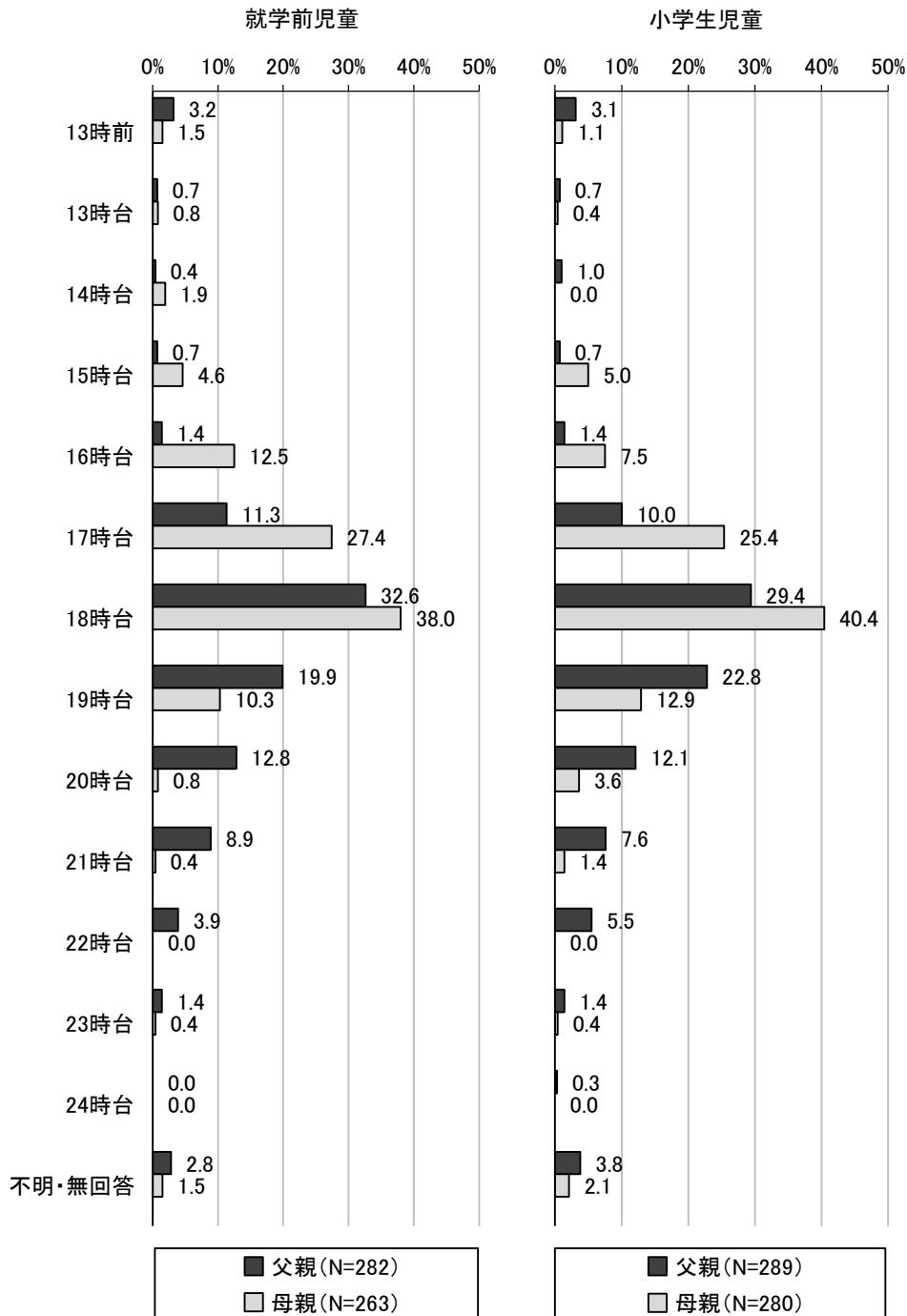
**就労している保護者の家を出る時間**

家を出る時間についてみると、父親に関しては「7時台」が就学前児童で56.4%、小学生児童で57.4%と最も高く、次いで「8時台」が就学前児童で18.4%、小学生児童で13.8%となっています。母親に関しては「7時台」が就学前児童で51.3%、小学生児童で48.6%となっています。



### 就労している保護者の帰宅時間

帰宅時間についてみると、父親に関しては「18 時台」が就学前児童で 32.6%、小学生児童で 29.4%と最も高く、次いで「19 時台」が就学前児童で 19.9%、小学生児童で 22.8%となっています。母親に関しては「18 時台」が就学前児童で 38.0%、小学生児童で 40.4%となっています。



### 現在就労していない保護者の1年後以降の将来的な就労予定

現在就労していない保護者の1年後以降の将来的な就労予定についてみると、母親に関しては、就学前児童では「[ ]年後、一番下の子どもが[ ]歳になった頃に就労したい」が12件、小学生児童では「就労の予定はない」が11件となっています。

なお、父親に関しては、回答がありませんでした。

【母親】 将来的な就労予定	就学前児童 (N=16)		小学生児童 (N=21)	
	件数	%	件数	%
就労の予定はない	2	12.5	11	52.4
[ ]年後、一番下の子どもが [ ]歳になった頃に就労したい	12	75.0	5	23.8
不明・無回答	2	12.5	5	23.8

### 何年後に就労しようと考えているか（母親）

何年後に就労しようと考えているかについてみると、母親に関しては、就学前児童では「2年後」が5件、小学生児童では「4年後」が2件となっています。

【母親】 何年後に就労希望	就学前児童 (N=12)		小学生児童 (N=5)	
	件数	%	件数	%
1年後	1	8.3	1	20.0
2年後	5	41.7	0	0.0
3年後	1	8.3	0	0.0
4年後	0	0.0	2	40.0
5年後	0	0.0	0	0.0
6年後	0	0.0	0	0.0
7年後	1	8.3	0	0.0
不明・無回答	4	33.3	2	40.0

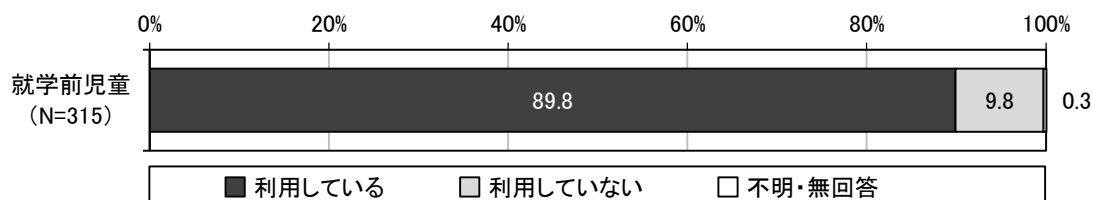
### 就労したいと思う際の子どもの年齢（母親）

【母親】 子どもが何歳に なった頃に就労希望	就学前児童 (N=12)		小学生児童 (N=5)	
	件数	%	件数	%
1～2歳	1	8.3	1	20.0
3～4歳	5	41.7	0	0.0
5～6歳	0	0.0	0	0.0
7～8歳	0	0.0	0	0.0
9～10歳	0	0.0	0	0.0
11～12歳	0	0.0	1	20.0
13歳以上	1	8.3	1	20.0
不明・無回答	5	41.7	2	40.0

③教育・保育事業の利用状況について（就学前児童）

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が89.8%、「利用していない」が9.8%となっています。



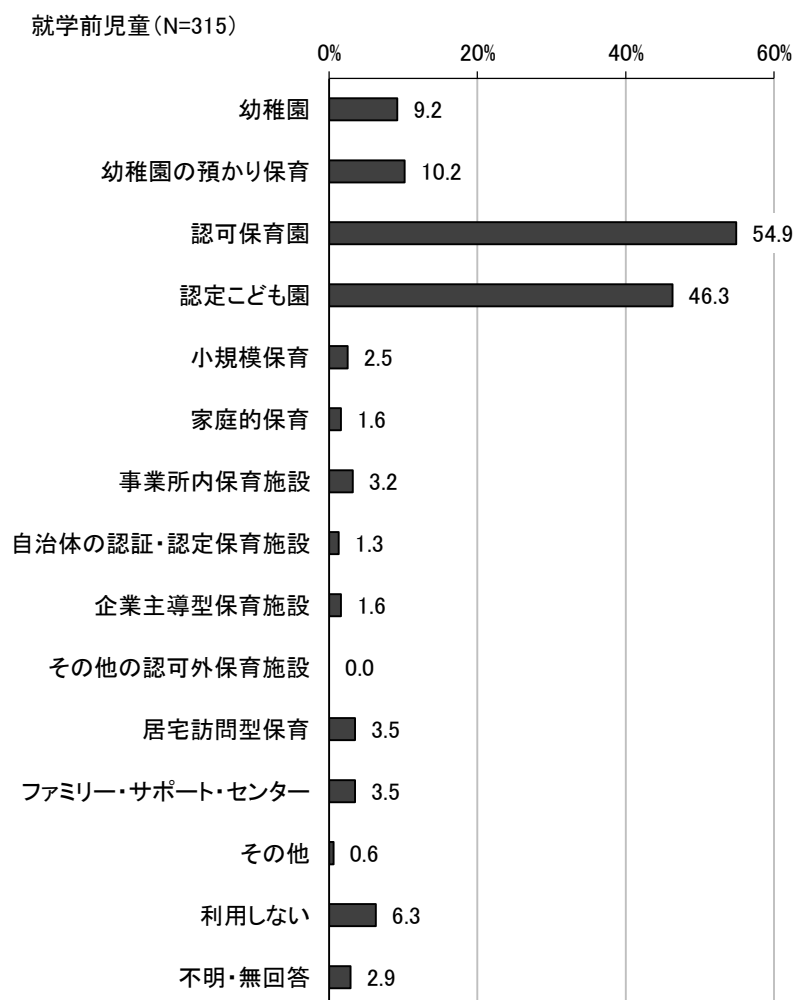
平日に利用している教育・保育施設の利用状況

平日に利用している教育・保育施設の利用状況についてみると、各年齢ともに「認定こども園 すばる幼稚園」が最も高くなっています。

【就学前児童】 利用している 教育・保育施設	合計	高浜保育 園	志加浦保 育園	土田保育 園	中甘田保 育園	とぎ保育 園	認定こど も園 す ばる幼稚 園	その他
全体	378 100.0	70 18.5	21 5.6	41 10.8	36 9.5	57 15.1	140 37.0	13 3.4
0歳児	33 100.0	7 21.2	2 6.1	1 3.0	3 9.1	3 9.1	12 36.4	5 15.2
1歳児	55 100.0	8 14.5	3 5.5	6 10.9	4 7.3	9 16.4	24 43.6	1 1.8
2歳児	59 100.0	13 22.0	5 8.5	5 8.5	8 13.6	9 15.3	19 32.2	0 0.0
3歳児(年少)	74 100.0	13 17.6	6 8.1	9 12.2	6 8.1	10 13.5	28 37.8	2 2.7
4歳児(年中)	76 100.0	14 18.4	4 5.3	8 10.5	9 11.8	14 18.4	26 34.2	1 1.3
5歳児(年長)	76 100.0	14 18.4	1 1.3	12 15.8	5 6.6	10 13.2	30 39.5	4 5.3

教育・保育の費用が無償化された場合に、「定期的に」利用したいと考える事業

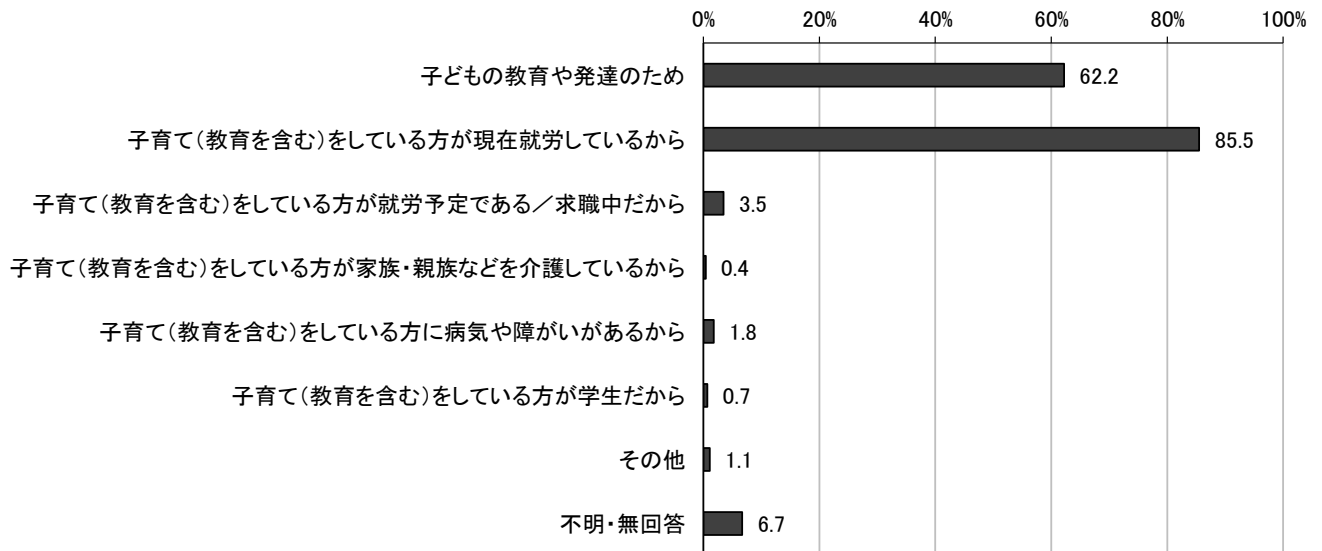
教育・保育の費用が無償化された場合に、「定期的に」利用したいと考える事業についてみると、「認可保育園」が54.9%と最も高く、次いで「認定こども園」が46.3%となっています。



### 教育・保育施設を「定期的に」利用している理由

教育・保育施設を「定期的に」利用している理由についてみると、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労しているから」が85.5%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」が62.2%となっています。

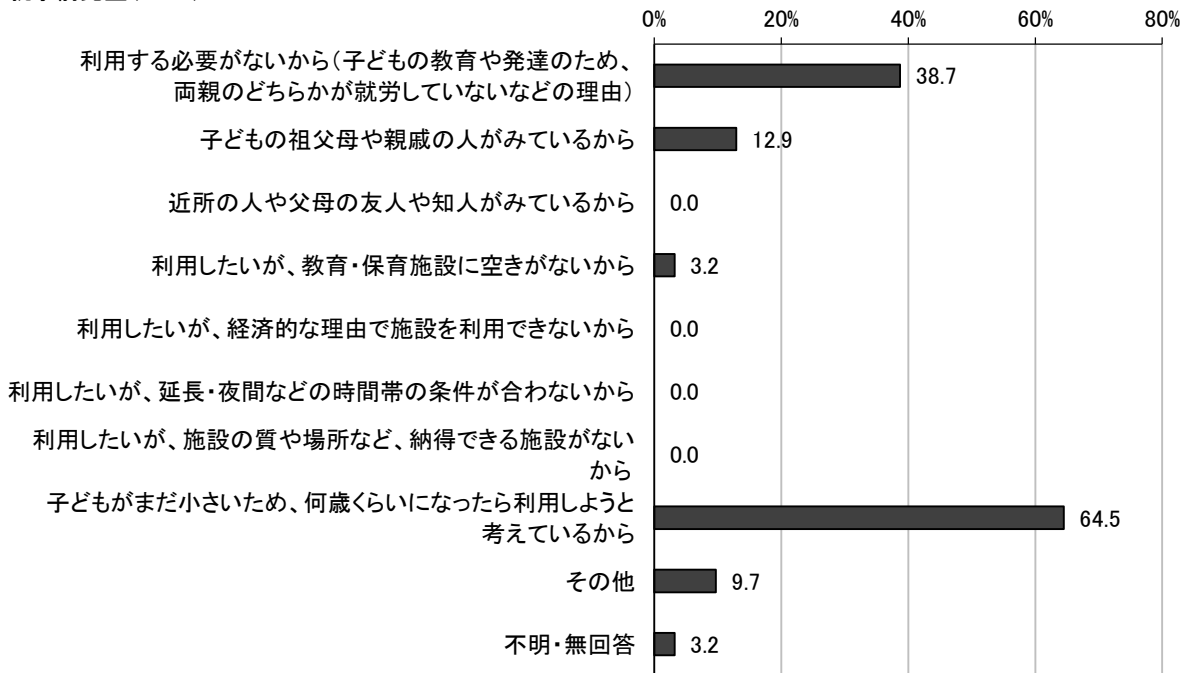
就学前児童(N=283)



### 教育・保育施設を利用していない理由

教育・保育施設を利用していない理由についてみると、「子どもがまだ小さいため何歳くらいになったら利用しようと考えているから」が64.5%と最も高く、次いで「利用する必要がないから（子どもの教育や発達のため、両親のどちらかが就労していないなどの理由）」が38.7%となっています。

就学前児童(N=31)

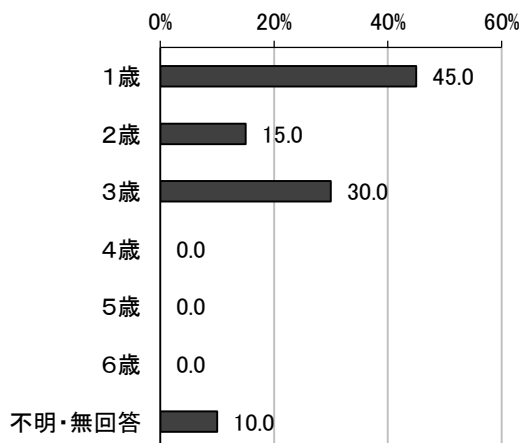


※「子どもがまだ小さいため何歳くらいになったら利用しようと考えているから」については、利用を考えている年齢を数量回答

### 利用したい時の子どもの年齢

子どもがまだ小さいために利用していない方で、今後利用しようとする時の子どもの年齢についてみると、「1歳」が45.0%と最も高く、次いで「3歳」が30.0%となっています。

就学前児童(N=20)

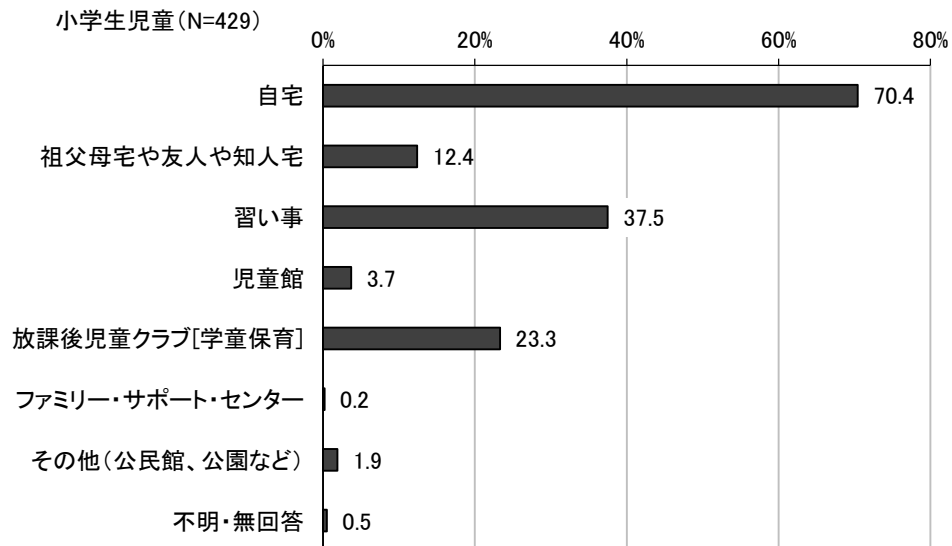




#### ④放課後の過ごし方について

##### 放課後（平日の小学校終了後）の時間に過ごさせている場所（小学生児童）

子どもを放課後の時間に過ごさせている場所についてみると、「自宅」が70.4%と最も高く、次いで「習い事」が37.5%となっています。

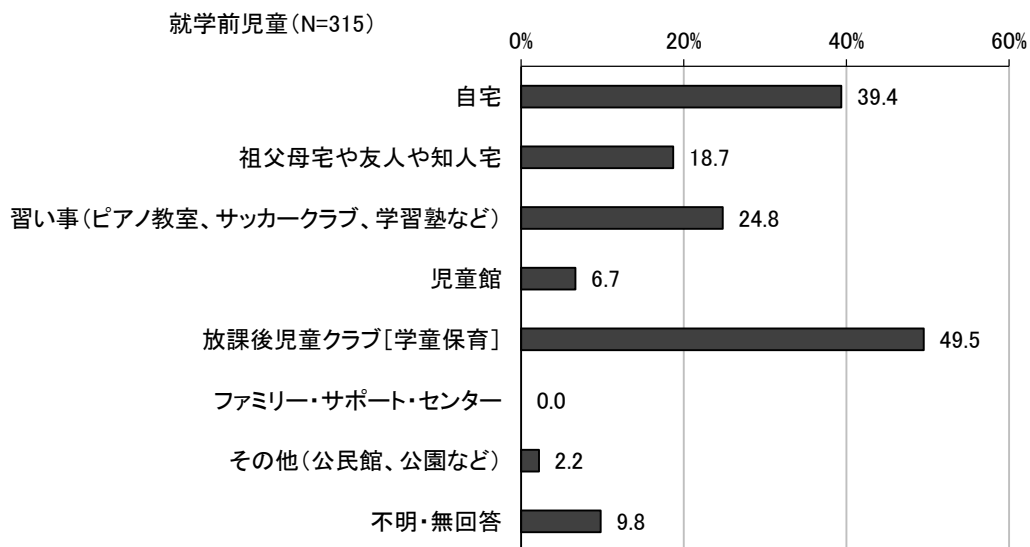


今後、放課後（平日の小学校終了後）の時間に過ごさせたいと思う場所（就学前児童）

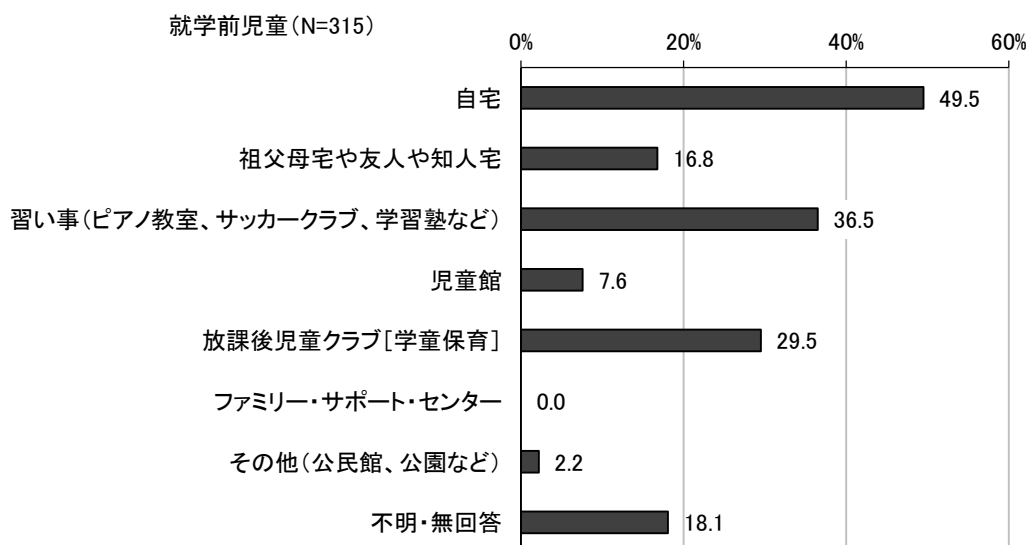
今後、子どもを放課後の時間に過ごさせたい場所についてみると、低学年（1～3年生）においては、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が49.5%と最も高く、次いで「自宅」が39.4%となっています。

高学年（4～6年生）においては、「自宅」が49.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が36.5%となっています。

◆ 低学年（1～3年生）のときに過ごさせたい場所



◆ 高学年（4～6年生）のときに過ごさせたい場所



⑤職場の両立支援制度について

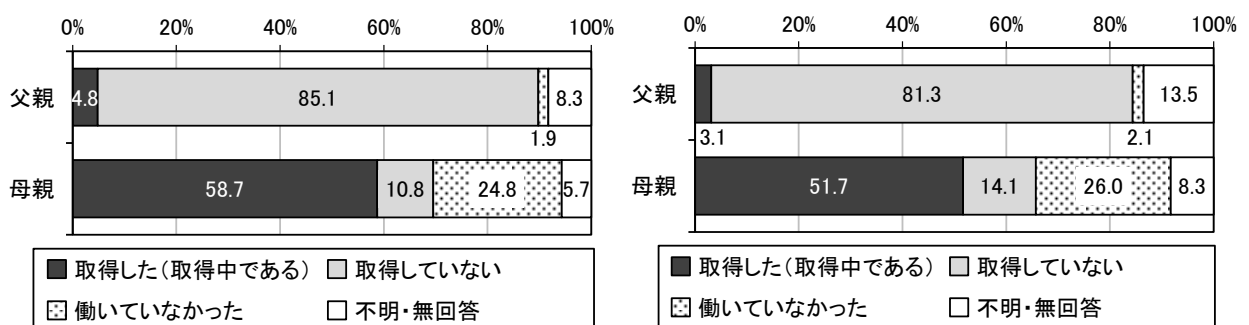
子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況

子どもが生まれた時の保護者の育児休業の取得状況についてみると、父親に関しては「取得していない」が就学前児童で 85.1%、小学生児童で 81.3%と最も高くなっています。

母親に関しては「取得した（取得中である）」が就学前児童で 58.7%、小学生児童で 51.7%と最も高く、次いで「働いていなかった」が就学前児童で 24.8%、小学生児童で 26.0%となっています。

就学前児童 (N=315)

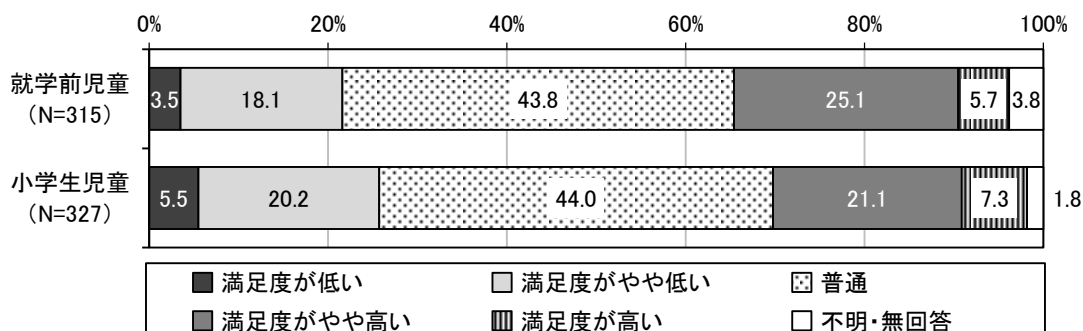
小学生児童 (N=327)



⑥子育て全般について

お住まいの地域における子育て環境や支援の満足度

お住まいの地域における子育て環境や支援の満足度についてみると、「普通」が就学前児童で 43.8%、小学生児童で 44.0%と最も高く、次いで「満足度がやや高い」が就学前児童で 25.1%、小学生児童で 21.1%となっています。



### 3. 前回計画の評価

第1期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下の通りです。

※実績値について、延べ人数を基準としている事業については、「令和元年度」の数値が次年度以降にならないと出ないため、斜線を引いています。それ以外の事業については、「令和元年度」の「4月1日時点」の数値を掲載しています。

#### (1) 教育・保育事業

##### ■教育事業【1号認定・2号認定(教育希望)(3～5歳)】 (人/年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	90	90	90	90 (120)	90 (120)
	教育希望 (1号認定)	20	20	20	20 (15)	20 (15)
	保育必要かつ強い 教育希望 (2号認定)	70	70	70	70 (105)	70 (105)
	確保の内容	90	90	90	90 (120)	90 (120)
実績値		104	102	102	118	113

※()内の数字は平成30年度よりすばる幼稚園が認定こども園と移行した際に、定員数等を鑑みて変更した数字です。

教育事業での受け入れについて、平成29年度までは見込み量をやや上回る結果となりました。平成30年度以降は認定こども園化による定員数の増加を鑑みて見込み量を変更しており、ほぼ見込み通りの結果となりました。

##### ■保育事業【2号認定(教育希望以外)(3～5歳)】 (人/年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	289	286	286	284	281
	確保の内容	296	293	286	285	281
実績値		299	359	261	344	318

保育事業(2号認定)での受け入れについて、年度によってばらつきが見られ、平成28年度、平成30年度、令和元年度については、見込み量を大幅に上回る結果となりました。

■保育事業【3号認定(1・2歳児)】

(人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	219	216	215	215	215
	確保の内容	225	221	220	220	220
実績値		212	232	203	191	169

保育事業（3号認定(1・2歳児)）での受け入れについて、平成 28 年度を除き、見込み量をやや下回る結果となりました。

■保育事業【3号認定(0歳児)】

(人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	75	80	80	80	80
	確保の内容	75	80	85	85	85
実績値		92	71	78	58	36

保育事業（3号認定(0歳児)）での受け入れについて、平成 28 年度以降、見込み量を下回る結果となりました。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■利用者支援事業

(か所)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施か所数		0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

利用者支援事業は、本町では実施していません。

■時間外保育事業

(人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	90	90	90	90	90
	確保の内容	90	90	90	90	90
実績値		78	63	62	73	

時間外保育事業での受け入れについて、見込み量を下回る結果となりました。

■放課後児童健全育成事業

(人／年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	140	240	240	240	240
	低学年 (1～3年生)	140	180	180	180	180
	高学年 (4～6年生)	0	60	60	60	60
	確保の内容	140	240	240	240	240
	低学年 (1～3年生)	140	180	180	180	180
	高学年 (4～6年生)	0	60	60	60	60
実績値	実績値	150	169	179	212	191
	低学年 (1～3年生)	150	152	136	168	150
	高学年 (4～6年生)	0	17	43	44	41

放課後児童健全育成事業での受け入れについて、低学年・高学年ともに平成 28 年度以降、見込み量を下回る結果となりました。

■子育て短期支援事業

(人日／年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

子育て短期支援事業は、本町では平成 28 年度より実施していますが、実績はありません。

■地域子育て支援拠点事業

(人回／年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
	確保の内容	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
実績値(人回／年)		1,718	1,701	1,314	1,331	

地域子育て支援拠点事業での受け入れについて、見込み量を大幅に下回る結果となりました。

■一時預かり事業(幼稚園以外の預かり保育のみ数値を掲載) (人日/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	450	450	450	450	450
	確保の内容	450	450	450	450	450
実績値		0	0	387	334	310

一時預かり事業での受け入れについて、平成 29 年度以降に利用が見られ、見込み量を下回る結果となりました。

■ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ) (人日/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保の内容	30	30	30	30	30
実績値		2	1	0	11	0

ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)での受け入れについて、平成 30 年度のみ見込み量を上回る結果となりました。

■病児保育事業 (人日/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		0	0	0	0	0

病児保育事業は、本町では実施していません。

■妊婦健康診査 (人回/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値(量の見込み)		240	240	240	240	240
実績値		166	167	124	129	

妊婦健康診査での受け入れについて、妊娠届件数の減少により見込み量を大幅に下回る結果となりました。

■乳児家庭全戸訪問事業

(人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	120	120	120	120	120
	確保の内容	120	120	120	120	120
実績値		120	117	93	96	90

乳児家庭全戸訪問事業での受け入れについて、平成 28 年度以降、出生数の減少により見込み量を下回る結果となりましたが、実施率は 100%となっています。

■養育支援訪問事業

(人/年)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
計画値	量の見込み	20	20	20	20	20
	確保の内容	20	20	20	20	20
実績値		20	25	25	33	30

養育支援訪問事業での受け入れについて、平成 28 年度以降、見込み量を上回る結果となりました。



## 4. 志賀町の子育てにおける課題

これまでの現状と前回計画の評価から見える、志賀町の子育てにおける課題は以下の通りです。

### 課題1 適正な保育提供体制の確保

志賀町では、待機児童の発生といった保育サービスにおける深刻な問題は発生していません。しかし、地域によって子どもの数が異なることから、保育園及び学童保育の偏りが生じる等、適正な提供体制が整っているとは言い難い状況にあります。

今後、さらに児童数が減少していく中で、適正な保育提供の体制を整えることは極めて重要な課題となります。また、定員数といった量の面だけでなく、質の面においてもさらに充実させていき、子どもにとってより良い子育て環境を作っていくことが必要です。

### 課題2 次代を見越した子育て環境の整備

既に、子育て支援について一定の充実を図っており、住民からも一定の満足度を得ています。しかし、人口減少により今後児童数が減っていくことは明白です。今後は、今の子育て支援だけではなく、今の子どもが大人になっても志賀町で子育てがしたいと感じることができるような子育て環境を作ることで、進学や就職で一度志賀町を離れても、子育てをするために志賀町に戻ってくる、そういったサイクルを生み出すことが求められています。

### 課題3 子どもの健全な育成ができる体制の充実

子育て支援に対する満足度がある程度高い中で、より充実してほしいポイントとして、志賀町における子どものための医療体制の充実を求める声が多く出ていました。子どもの健康を守るためには、医療的な側面からの支援も必要不可欠です。今後は、母親の妊娠から子どもが育ち、親になるまで健康でいられるような支援をつないでいく体制を作ることが必要です。また、子どもの健全な育成のためには、健康面だけでなく、教育面の充実を図る必要もあるため、子育て支援だけにとどまらず、教育面でも充実が図れるよう、連動した支援体制を作ることが求められています。

### 課題4 子育てをする住環境の充実

保護者からの声の中で、もう1つ多く挙げられていた点としては、住環境の利便性や安全性の向上があります。交通網や買い物の利便性、防犯・防災の充実といった面においても、子育ての視点を取り入れ、子育て家庭にとってもより良い住環境を整備していく取り組みが求められています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

志賀町は能登半島の中央に位置し、雄大な日本海と緑豊かな丘陵地等の自然環境に恵まれるとともに、長い歴史の中で培われてきた産業や伝統文化が息づく静かな里山にあります。しかしながら、本町においても全国的な傾向である少子高齢化や過疎化が同じように進んでいます。

このことから、子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進し、人口の定着と活力のあるまちづくりを推進していく必要があります。また、子どもは社会の“宝”であり、すべての子どもたちがそれぞれの力を伸ばし、いきいきと育つことが大切であるという考えに基づき、このまちで子育てしてよかった、このまちで育てよかったと、親子が誇れるまちを目指すことが、志賀町の人口を維持することにつながります。

以上のことから、前回計画である「志賀町子ども・子育て支援事業計画」において、“地域のぬくもりに抱かれて、家族・子どもの笑顔の輪が広がる 志賀っこの郷”を子ども・子育て支援の基本理念として設定し、施策の推進に努めてきました。本計画は、前回計画を踏まえた上で、さらに子育て支援の充実を図るものであるため、この基本理念を引き継ぎ、子育て支援施策に取り組むこととします。

#### 【基本理念】

**地域のぬくもりに抱かれて、  
家族・子どもの笑顔の輪が広がる  
志賀っこの郷**

## 2. 計画の基本的な視点

各施策の立案にあたっては、以下の4つの基本的な視点から、子ども・子育て支援に係る様々な施策を総合的に定めます。なおこの視点は、子ども・子育て支援法に基づいて設定しています。

### 視点1 子どもからの視点

志賀町の明日を担う子どもたちの幸せを第一に考え、志賀町で生まれ育っているすべての子どもたちが、家庭環境や障がいの有無に関係なく、心身ともに健やかに育つための環境づくりを推進します。

### 視点2 保護者からの視点

子どもの数の減少や核家族化、共働き世帯の増加等の社会環境の変化や、人々の価値観の多様化に伴い、子育て支援等に関わる利用者のニーズも多様化しているため、これらのニーズに対して、柔軟に対応できるよう、サービス利用者の視点に立った取り組みを推進します。

### 視点3 地域からの視点

子育ての基本的役割は家庭にあるという認識の下、地域社会の一員である子どもを健やかに育むためには、家庭はもとより、地域、団体、企業、行政等がそれぞれの責務を担いながら、連携と協力を図っていくという考え方に立ち、子どもとその保護者を地域で支えあう体制づくりを推進します。

### 視点4 仕事と生活の調和の実現からの視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指して、関係者が連携して創意工夫の下、地域の実情に応じた展開を図ることが重要であり、仕事と子育ての両立のための基盤整備とともに、企業に対し仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方についての広報・啓発を推進します。

### 3. 計画の基本目標

本計画では、先に掲げた基本理念を実現するために、前回計画と同様、以下の4つの基本目標を柱として総合的に施策を推進していきます。

#### **基本目標1 子ども・子育てを支えるまちづくり**

保護者のニーズに対応した保育サービスや放課後児童クラブの充実を図るとともに、子育てを支援する企業意識の普及や男性の子育てへの参画促進といった、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指します。また、要保護児童対策のさらなる充実や、安心して子育てができるよう、地域全体で子育て家庭を支える取り組みを拡充します。

#### **基本目標2 未来を担う人づくり**

親等が、温かい家庭を築く姿を子どもたちに見せることで、家族の大切さを伝えるとともに、学校教育の場において、生命の大切さや家庭の役割等についての理解を促進する教育や子育て体験活動の機会充実に努めます。また、未来への夢や希望を持ち、その実現に向け挑戦し続ける若者を育成するために、若者の能力を発揮できる機会の充実や就労支援等を推進していきます。

#### **基本目標3 子どもたちがたくましく、健やかに育つ環境づくり**

すべての子どもの健やかな成長の実現に向けて、安心・安全な妊娠・出産への支援や母子保健・医療の充実、食育事業の推進等により、妊娠期から継続した育児支援を推進します。また、子どもたちが心身ともにたくましく育つことができるよう、教育環境の整備充実や家庭並びに地域の教育力の向上に向けた取り組みを充実します。

#### **基本目標4 子どもが安全に育つ安心なまちづくり**

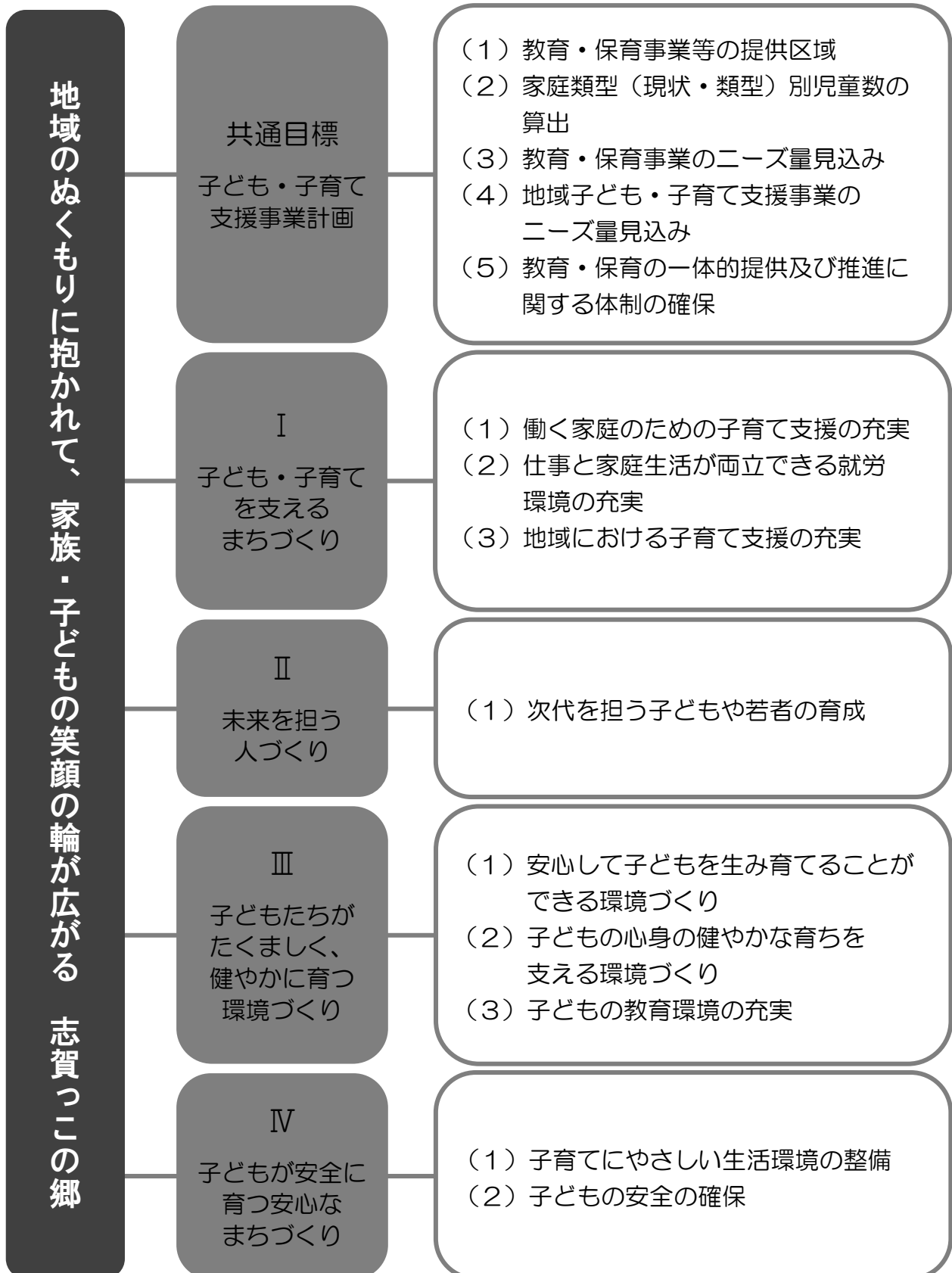
地域社会の中で安心して子育てができるよう、道路や公園、公共施設、住宅等の生活環境の整備充実を図ります。また、地域で子どもの安全を確保するために、防犯対策や交通安全対策の一層の充実に努め、子どもの安全が確保されたまちづくりを推進します。

## 4. 施策体系

### 【基本理念】

### 【基本目標】

### 【基本施策】



## 第4章 子ども・子育て支援の事業展開

本計画は、第4章において子ども・子育て支援法に基づく事業展開と、第5章において次世代育成支援対策推進法に基づく施策展開を記載しています。

第4章では、施策体系の中で共通目標として掲げた「子ども・子育て支援事業計画」の内容について、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の今後5年間のニーズ量の見込みと確保の方策を記しています。

なお、この事業については、基本理念を実現するための基本目標のひとつである「子ども・子育てを支えるまちづくり」の中で事業を推進しますが、唯一『妊婦健康診査』は「子どもたちがたくましく健やかに育つ環境づくり」の中で推進します。

### 1. 教育・保育事業等の提供区域

本計画では量の見込みを行う教育・保育事業等の提供区域について、市町村ごとに定めるとされています。提供区域の設定については地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や教育・保育事業の現在の利用状況、施設整備状況等を総合的に勘案する必要があります。

前回計画では、本町の子どもの数が減少していることから、待機児童の発生の恐れがなかったため、保護者のニーズに対して柔軟に対応できるよう提供区域を1区域として設定しました。

本計画においても、引き続き町内全体での柔軟な対応を図るために、提供区域を1区域として設定し、事業に取り組みます。

## 2. 家庭類型（現状・類型）別児童数の算出

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

### ■児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状 (%)	潜在 (%)
タイプ A	ひとり親家庭	4.5	4.5
タイプ B	フルタイム×フルタイム	55.9	60.0
タイプ C	フルタイム×パートタイム (月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)	22.3	24.4
タイプ C'	フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)	2.3	5.0
タイプ D	専業主婦(夫)	14.4	5.2
タイプ E	パートタイム×パートタイム (双方が月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部)	0.4	0.4
タイプ E'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部)	0.2	0.4
タイプ F	無業×無業	0.0	0.0

そして、令和2～6年の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じて、それぞれの児童数を算出します。

### ■推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合 (%)	令和2年 (人)	令和3年 (人)	令和4年 (人)	令和5年 (人)	令和6年 (人)
タイプ A	4.5	25	23	22	19	19
タイプ B	60.0	340	304	289	260	251
タイプ C	24.4	138	124	117	105	101
タイプ C'	5.0	28	25	24	22	21
タイプ D	5.2	29	27	25	23	22
タイプ E	0.4	3	2	2	2	2
タイプ E'	0.4	3	2	2	2	2
タイプ F	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	566	507	481	433	418

### 3. 教育・保育事業のニーズ量の見込み

※実績値の年表記について、延べ人数を基準としている事業については、「令和元年」の数値が出ないため「平成30年」の数値を掲載しています。それ以外の事業については、「令和元年」の数値を掲載しています。

※「確保の方策」とは、「量の見込み」に対して、実際に利用可能な数を記載するものです。「確保の方策」が「量の見込み」と同数以上であれば、利用希望者すべてを受け入れられることになります。

#### ■教育事業(1号認定)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	12	12	10	10	8	8
②確保の方策	人/年	(実績値)	15	15	15	15	15
②-①	人/年	-	3	5	5	7	7

##### 提供体制、確保策の考え方

○教育事業(1号認定)については、アンケートの結果からの算出で、実績の推移を上回る数値であったため、過去の実績の利用率の最大値を基に算出しました。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

#### ■保育事業(2号認定)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	318	311	263	264	221	209
②確保の方策	人/年	(実績値)	343	343	343	343	343
②-①	人/年	-	32	80	79	122	134

##### 提供体制、確保策の考え方

○保育事業(2号認定)については、アンケートの結果からの算出で、実績の推移を下回る数値であったため、過去の実績の利用率の最大値を基に算出しました。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。



■保育事業(3号認定:1、2歳)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	169	164	153	123	119	114
②確保の方策	人/年	(実績値)	205	205	205	205	205
②-①	人/年	-	41	52	82	86	91

提供体制、確保策の考え方

○保育事業(3号認定:1、2歳)については、アンケートの結果からの算出で、実績の推移を下回る数値であったため、過去の実績の利用率の最大値を基に算出しました。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

■保育事業(3号認定:0歳)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	36	50	49	47	45	42
②確保の方策	人/年	(実績値)	73	73	73	73	73
②-①	人/年	-	23	24	26	28	31

提供体制、確保策の考え方

○保育事業(3号認定:0歳)については、実績の平均値ベースでの算出と大きく変わらないため、アンケートの結果から算出しました。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の見込み

##### ■利用者支援事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	か所	0	0	0	0	0	0
②確保の方策	か所	(実績値)	0	0	0	0	0
②-①	か所	-	0	0	0	0	0

##### 提供体制、確保策の考え方

○利用者支援事業については、今後も実施する予定はありません。

##### ■時間外保育事業の量の見込みと確保の方策

	単位	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	73	65	58	54	48	46
②確保の方策	人/年	(実績値)	65	58	54	48	46
②-①	人/年	-	0	0	0	0	0

##### 提供体制、確保策の考え方

○時間外保育事業については、アンケートの結果からの算出で、実績の推移を上回る数値であったため、過去の実績の利用率の最大値を基に算出しました。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

##### ■放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の方策

		単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	小学1年生	人/年	低学年 150	51	48	45	44	37
	小学2年生	人/年		69	65	62	61	51
	小学3年生	人/年		36	34	33	32	27
	小学4年生	人/年	高学年 41	31	35	31	35	33
	小学5年生	人/年	(実績値)	8	9	9	9	9
	小学6年生	人/年		2	3	2	3	2
	合計	人/年		197	194	182	184	159
②確保の方策		人/年		197	194	182	184	159
②-①		人/年	-	0	0	0	0	0

##### 提供体制、確保策の考え方

○放課後児童健全育成事業については、アンケートの結果から算出しました。低学年児童数はニーズが一定頭打ちとなり、人口減少とともに利用者も減る一方で、高学年はニーズが横ばいとなる見込みとなっています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

### ■子育て短期支援事業の量の見込みと確保の方策

	単位	平成 30 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人日/年	0	10	8	8	7	6
②確保の方策	人日/年	(実績値)	0	0	0	0	0
②-①	人日/年	-	△10	△8	△8	△7	△6

#### 提供体制、確保策の考え方

○子育て短期支援事業については、アンケートの結果から算出していますが、利用意向のある人はごく少数となっています。事業の利用希望者が出た場合には、近隣の市町村の施設を利用することが可能です。

### ■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の方策

	単位	平成 30 年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人回/年	1,331	1,181	1,115	949	914	873
②確保の方策	人回/年	(実績値)	1,181	1,115	949	914	873
②-①	人回/年	-	0	0	0	0	0

#### 提供体制、確保策の考え方

○地域子育て支援拠点事業については、アンケートの結果からの算出で、実績の推移を上回る数値であったため、過去の実績の利用率の最大値を基に算出しました。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

### ■一時預かり事業の量の見込みと確保の方策

幼稚園の預かり保育	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人日/年	0	0	0	0	0	0
②確保の方策	人日/年	(実績値)	0	0	0	0	0
②-①	人日/年	-	0	0	0	0	0
一時預かり	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人日/年	310	342	288	289	242	230
②確保の方策	人日/年	(実績値)	342	288	289	242	230
②-①	人日/年	-	0	0	0	0	0

#### 提供体制、確保策の考え方

○幼稚園の預かり保育については、今後も実施の予定はありません。一時預かりについては、アンケートの結果からの算出で、実績の推移を上回る数値であったため、過去の実績の利用率の最大値を基に算出しました。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

■ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人日/年	0	10	10	9	9	8
②確保の方策	人日/年	(実績値)	10	10	9	9	8
②-①	人日/年	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業については、アンケートの結果からの算出で、利用意向がなかったため、過去の実績の利用率の最大値を基に算出しました。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

■病児保育事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人日/年	0	7	7	6	6	5
②確保の方策	人日/年	(実績値)	7	7	6	6	5
②-①	人日/年	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○病児保育事業については、アンケートの結果から算出しましたが、利用意向のある人はごく少数であるため、事業については今後も実施する予定はありません。事業の利用希望者が出た場合には、近隣の市町村の施設が利用できるよう、広域での連携体制を図ります。

■妊婦健康診査の量の見込みと確保の方策

	単位	平成30年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人回/年	129	130	126	122	116	110
②確保の方策	人回/年	(実績値)	130	126	122	116	110
②-①	人回/年	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○妊婦健康診査については、各年0歳児推計×2回で算出しました。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	90	65	63	61	58	55
②確保の方策	人/年	(実績値)	65	63	61	58	55
②-①	人/年	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、0歳児推計をそのまま活用しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

■養育支援訪問事業の量の見込みと確保の方策

	単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	人/年	30	30	30	30	30	30
②確保の方策	人/年	(実績値)	30	30	30	30	30
②-①	人/年	-	0	0	0	0	0

提供体制、確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、利用者が増加しており、0歳児の1/3くらいが利用していることから30人/年の見込みとしています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業について

提供体制、確保策の考え方

○子どもが幼児教育・保育を受けた場合において、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用や給食費（副食材料費）等について、その一部を助成する事業です。本町では令和元年10月より実施をしている幼児教育・保育の無償化と併せて、副食費の減免にも取り組みます。

■多様な事業者の参入促進事業・能力活用事業について

提供体制、確保策の考え方

○市町村が、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。  
本町では現状の事業者及び公立保育園で十分な体制の確保ができており、参入を希望する事業者もいないため、事業の実施はしていませんが、事業の実施が必要になった際には、適宜対応を図ります。

## 5. 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### (1) 認定こども園の普及について

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴を併せ持ちながら、地域の子育て支援も行う総合的な子育て支援施設です。本町では、現在1園の認定こども園があります。しかし、すべての子どもと子育て家庭への総合的な支援をより一層充実するためにも、子育て家庭のニーズや地域の実情とともに、事業者の意向も踏まえながら、さらなる普及について検討します。

### (2) 保育園、認定こども園等と小学校との連携について

乳幼児期における教育・保育は、人間形成の基礎を培うものであると同時に、保育園や認定こども園から小学校において、一人ひとりの子どもの成長や発達を長期的な視点で捉え、お互いの教育・保育内容について理解を深め、共有することが非常に重要です。

このことから、切れ目のない教育・保育が提供されるよう、保育園や認定こども園の園児と小学生の交流事業や、保育士・小学校教諭の幼・保・小連絡会等をはじめとする相互研修の取り組みをさらに充実させ、保育園、認定こども園から小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

### (3) 放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の一体的な実施について

「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の一体的な実施の推進を求めており、子どもが放課後を安心・安全に過ごすことができる環境の整備と、子どもの自主性や社会性の向上を図る必要があります。

本町では、放課後子供教室の実施をしていませんが、今後は町民のニーズを踏まえながら、必要に応じて両事業の一体的な実施について検討を図ります。

## 第5章 次世代育成支援の施策展開

### 基本目標Ⅰ 子ども・子育てを支えるまちづくり

#### 基本施策（１） 働く家庭のための子育て支援の充実

##### 施策の推進策

- 保護者が安心して働くことができるように、ニーズに沿った保育サービスや放課後児童サービスの充実を図ります。
- 男性の子育てに対する意識の醸成や積極的に参加できる機会の提供に取り組みます。
- 幼児教育・保育の無償化や様々な世帯に合わせた経済的負担を支援します。

#### 今後の取組

##### 施策① 保育園サービスの充実 【住民課】

- 今後も町内の一部の公立保育園、すばる幼稚園における一時保育、延長保育及び休日保育を継続して実施します。また、時間延長については、すばる幼稚園での対応が困難となった場合等に、公立保育園での導入を検討します。
- すばる幼稚園において、夜間保育、お泊り保育、親子わくわく広場を実施します。
- 病児・病後児保育は実施していませんが、引き続き、高浜保育園、とぎ保育園とすばる幼稚園においては看護師を配置し、児童の体調変化への対応や園全体の健康管理等にあたります。
- 入園児童の減少の中、保育園の統合並びに民営化を踏まえて、保育園の効率的運営を目指します。
- 保育士の質的向上に努め、良質な保育サービスの提供を目指します。

##### 施策② 放課後児童クラブの充実 【児童クラブ】

- 今後も放課後児童クラブ事業を継続し、保護者の仕事と子育ての両立支援や児童の放課後の安全な居場所を提供します。
- 開設時間の延長や利用しやすいサービス体制の整備充実に努めます。
- 指導員の資質向上に努め、放課後の学童の豊かな遊びや生活を提供することにより、学童の健全育成を支援していきます。
- 多子世帯、ひとり親世帯ともに経済的負担の軽減を図り、児童の健全な育成に努めます。

##### 施策③ 男性の子育て参加の促進 【保健センター】

- 現在の取り組みを継続するとともに、さらに父親が参加しやすい開催方法や体制づくりを推進し、男性の子育て参加を促進します。

○ゆう遊クラブ（育児支援教室）を継続して実施し、父親の積極的な参加を呼びかけます。

**施策④ 経済的な支援対策**.....【住民課】

○今後も幼児教育の普及充実と保護者の経済的な負担を軽減するため、経済的支援を継続して実施します。

○従来の子育て支援に関わる助成制度の見直し・検討を進め、より適切な助成制度の継続的運営を推進します。

○多子世帯、ひとり親家庭、在宅障がい者（児）のいる世帯等に対して、保育料の減免を実施します。

○令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化導入に併せて、副食費の減免も実施しています。

○生活困窮者世帯及び児童扶養手当受給世帯の児童を対象とした学習支援事業を引き続き行い、学力向上及び自立促進を図ります。



基本施策（２） 仕事と家庭生活が両立できる就労環境の充実  
施策の推進策

○仕事と家庭生活のバランスのとれた多様な働き方ができるよう、企業や町民に対し働き方の意識改革の啓発を推進します。

今後の取組

施策① 子育てを支援する企業意識の普及.....【商工観光課】

- 今後も企業等に対し、次世代の育成を社会全体で支えることの意義についての啓発や意識改革を促進します。
- 能登中核工業団地内の共同福祉施設や運動施設等の活用により、就業者の労働環境の向上や職場環境の整備充実を図ります。

施策② 仕事と家庭の調和の取れた働き方の実現.....【商工観光課】

- 雇用の場を確保した上で、労働時間の短縮等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の実現に向けた環境整備を図ります。
- 町民に対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の浸透を図るとともに企業等に対しても働き方改革の意識啓発に取り組みます。

基本施策（3） 地域における子育て支援の充実  
施策の推進策

- 地域で安心して子育てができるよう、気軽に相談しやすい相談体制の確立や、保護者の子育てに関する不安の解消及び育児家庭の孤立化を防止するためのネットワークづくり等、子育て支援サービスの充実を推進します。
- 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、迅速かつ適切な対応が求められることから、早期発見できる体制づくりや虐待発生予防、関係機関の連携強化による情報共有等、児童虐待防止対策を推進していきます。

今後の取組

**施策① 地域における子育て支援サービスの充実**.....【住民課】

- すばる幼稚園に開設されている親子わくわく広場で、活動内容の充実を図り、親子の交流等を一層促進します。
- ファミリー・サポート・センター事業の推進のため積極的に広報活動を行い、保護者の育児支援を行います。
- 今後も各種の子育て支援教室・相談事業を継続するとともに、身近に相談できる場や人員を配置し、相談機能の充実を図るとともに保護者の精神的、肉体的負担の軽減を図ります。

**施策② 子育て支援ネットワークづくり**.....【保健センター】

- 保護者同士のネットワークや行政機関とのネットワーク、子育て支援ネットワークをさらに充実させ、地域のつながりの強化と子育て力の向上を図ります。

**施策③ 児童虐待の防止**.....【住民課】

- 子育ての孤立化は児童虐待につながることもあるため、育児相談窓口や育児教室の拡充に努めるとともに、保護者同士の交流推進により、育児家庭の孤立化を防止していきます。
- 今後も子どもに対する虐待の予防及び早期発見に向けて、教育機関、相談機関、医療機関等の代表者から構成される「要保護児童対策地域協議会」で協議しながら、問題のある家庭についての情報共有及び子どもへの虐待防止・対応に取り組みます。

#### 施策④ 健全育成活動の促進

【生涯学習課】

- 志賀町少年育成センターを中心とした活動を継続実施します。
- 青少年団体施策の活動を支援するとともに、保護者団体等と協力しながら、児童の健全育成を推進します。
- 交通事故防止や歩きスマホの抑制を目的とした、グッドマナーキャンペーンを引き続き実施します。

#### 施策⑤ 児童館の充実

【住民課】

- 豊かな感性、好奇心、探求心や思考力を育むことができるよう、児童館での多様な事業を充実させます。
- 児童館が安心・安全に過ごすことができる施設になるように取り組むことで、地域における子どもの拠点となるように努めます。

#### 施策⑥ 虐待発生予防

【保健センター・住民課】

- 児童虐待の発生を早期に予防するため、乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問事業を引き続き実施し、育児相談や養育者の精神的負担の軽減を図ります。
- 児童虐待防止に関わる福祉、保健・医療、教育関係機関及び子育て支援センター、要保護児童対策地域協議会等が連携を図り、専門的な知識を有する職員が実態把握から相談対応、支援までを行うための「子ども家庭総合支援拠点」の設置を検討します。

#### 施策⑦ 子どもの貧困対策の推進

【住民課】

- 近年、全国的に重視されている子どもの貧困対策について、国や県、近隣市町の動向を踏まえながら必要に応じて、調査による現状把握と、それを踏まえた「子どもの貧困対策計画」の策定を行い、計画的に施策を推進していきます。

## 基本目標Ⅱ 未来を担う人づくり

### 基本施策（１） 次代を担う子どもや若者の育成

#### 施策の推進策

- 近年の少子化、核家族化の影響により、乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増えていることを踏まえ、職場体験学習やボランティア活動等を通して、乳幼児と児童・生徒のふれあう機会の充実や、子どもたちが育児や子育て等の楽しさ、大切さについて考える取り組み等を推進していきます。
- 子どもが成長し、次代の親になるという観点から、青少年が豊かな人間性を形成し、就業し、自立して家庭を持つことができるような自立支援の取り組みを推進します。

#### 今後の取組

#### 施策① 次代を担う親の育成 .....【学校教育課・住民課】

- 小学生と保育園児との交流機会の拡充を推進します。
- 生徒が実用的な知識や技術、技能に触れ、学ぶことの意義を理解するために、中学生の職場体験において、保育園、認定こども園の受け入れの充実を図ります。
- 中・高校生の育児体験の機会の提供等により、次代の親となることの意識啓発や子どもや家庭の大切さを理解できる人間育成に取り組みます。

#### 施策② 命の大切さや家庭の役割への理解 .....【学校教育課】

- 家庭や地域等において、発達段階に応じて、生命の尊厳や命の継承の大切さ、家庭の役割等についての理解を深めるよう取り組みます。
- 今後も中・高校生を対象に、男女共同参画社会についての学習をはじめ、子育ての意義や親の役割、家庭を築くことの重要性について理解を深める取り組みを推進します。
- 各学校で防災計画に基づいた避難訓練及び「シェイクアウトいしかわ」への参加や児童・生徒の引き渡し訓練、地域と連携した消防訓練等を実施します。
- 今後も学校危機管理マニュアルの下、児童・生徒及び教職員の防災意識のさらなる向上を図ります。

### 施策③ 青少年の能力を発揮できる機会の充実

【生涯学習課】

- 青少年が自らの可能性を育み、その能力を発揮できる機会として、子ども会活動やスポーツ、文化活動等、地域活動の充実を図ります。
- PTA連合会では、発表会・研修会等の実施及び支援を行い、子どもの堅実な活動と発展を推進します。
- 道の駅等のイベントを通して、若者の参画や交流機会・場の創出を図ります。
- 今後もまちづくり等において、青少年の意見や考えを積極的に施策に反映し、青少年の能力を発揮できる機会の充実に努めます。

### 施策④ 若者の就労支援

【商工観光課・学校教育課】

- 若者が地域に定住するためには、雇用の場の確保が不可欠であり、若者が地元で就労できるよう、就労の場の確保に努めます。
- 学校における生徒一人ひとりに応じた、きめ細かな就職指導や相談体制の充実を図るとともに、インターンシップ（就業体験）を推進します。
- ニート、ひきこもり等の理由で就労に悩む若者や、その家族を支援するための相談体制の充実に努めます。
- 能登中核工業団地内に企業主導型保育施設の設置を検討し、親子が安心して働ける環境づくりを進めることで、移住者の増加や雇用の増加・確保に努めます。
- 志賀高校生を対象に、模擬受験や資格取得を奨励することを目的とした学力診断模試試験料及び検定試験料の支援を行い、進学・就職指導への支援を推進します。

## 基本目標Ⅲ 子どもたちがたくましく、健やかに育つ環境づくり

### 基本施策（１） 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

#### 施策の推進策

- 妊娠期・出産期・新生児期・乳幼児期を通して母子の健康が確保できるよう、切れ目のない母子健康診査や保健指導、相談体制や医療体制等の支援の充実を図ります。
- ひとり親家庭は、経済的・社会的に不安定な状態におかれがちであり、経済的支援や自立支援等、将来を見据えた総合的な支援体制を推進します。

#### 今後の取組

#### 施策① 妊娠・出産期における支援や医療体制の充実……………【保健センター・住民課】

- 今後も妊産婦に対し、妊婦及び産婦一般健康診査助成券を交付することにより、定期受診を進め、健やかな妊娠・出産を迎え、母子ともに安心して過ごせるよう支援します。また、県外での健康診査受診に対する助成も継続します。
- 妊娠・分娩時の突発的な緊急事態に対応するため、周産期医療体制の確保が求められており、県や周辺市町等と連携しながら対応を検討します。
- 不育・不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、不育治療や不妊治療費助成事業を継続実施するとともに、不育や不妊治療に対する相談体制の整備充実に努めます。

#### 施策② 子どもや母親の健康の確保……………【子育て世代包括支援センター】

- 現在、実施している母子保健事業について、今後も継続して実施し、母子の健康の確保・増進を一層推進します。
- 核家族化や少子化の進行、近所づきあいの希薄化等を背景に、育児不安の強い母親や成長・発達面において支援の必要な母子への相談・支援の充実を図ります。
- 産後うつは、子どもの虐待につながる場合もあることから、早い段階で周囲が不安を抱える母親を発見し、回復を手助けする体制づくりを図ります。
- 歯科保健事業を実施し、基本的な歯科保健習慣の獲得と歯科保健の重要性についての理解促進に努めます。

**施策③ ひとり親家庭等の自立支援の推進**.....【住民課】

- 今後も引き続き、経済的支援や自立支援、生活相談等を通じてひとり親家庭の支援を行います。
- 県と連携を図りながら、社会的自立に必要な情報提供や各種施策の活用についての周知、生活実態に応じた支援を推進していきます。

**施策④ 情報提供・相談体制の充実**.....【保健センター・住民課】

- 「子育て支援パンフレット」の内容を定期的に更新し、常に新しい情報を提供するように努めます。
- 相談窓口については、地域の保育園も身近な相談場所となるよう、相談機能の強化と利用促進を図ります。

**施策⑤ 医療費負担の軽減**.....【住民課】

- 近年の経済情勢と次世代育成の重要性から、今後も本制度を継続し、乳幼児・児童の医療費を助成することにより、乳幼児・児童の健康を守り、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

## 基本施策（２） 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり

### 施策の推進策

- 子どもたちが健やかに成長できるよう、体の健康と合わせ、いじめや不登校等、心に問題を抱える子どもたちに対しての相談や支援、薬物や犯罪防止の啓発等、思春期における保健教育に取り組み、心身ともに健全な生活を過ごせる環境づくりを支えます。
- 正しい食生活の重要性等を啓発する食育の推進に取り組み、将来にわたり健康な生活を送れるよう支援します。
- 障がいのある子どもが安心して生活できる環境づくりを推進するため、一人ひとりにあわせたニーズの把握や情報提供、関係機関との情報共有の強化に取り組みます。

### 今後の取組

#### 施策① 子どもの健やかな心身を育むための支援 【保健センター・学校教育課】

- 乳幼児健康診査等の機会や学校における定期健康診断等の機会を通じ、健康状態の把握や個別栄養指導等の実施、疾病の早期発見・早期治療の情報提供に努めます。また、行動発達上の問題を早期に発見し、特性に応じた支援を行えるようにつなげていきます。
- 肥満等の健康課題を有する子どもに対する生活習慣の改善に向けた指導を実施していきます。
- 思春期におけるタバコ、アルコール、ドラッグ、エイズ等の防止講座での啓発に引き続き取り組みます。
- 不登校やいじめ等、児童・生徒が抱える心の問題等に適切に対応するため、スクールカウンセラーやハートフル相談員を活用し、相談体制の充実に努めます。
- インターネットやスマートフォン等をめぐるネットトラブル及び情報モラルについては、家庭との連携を強化し、引き続ききめ細やかな対応に努めます。
- いじめについて、学校いじめ防止基本方針の公開及びいじめ対応アドバイザーの派遣やいじめ問題対策チームの設置等、いじめを見逃さない学校づくりに取り組みます。

#### 施策② 食育の推進 【保健センター】

- 保育園、認定こども園での栄養士による栄養教室や巡回指導、健康診断等の機会を通じて、栄養指導の充実に努めます。また、保護者に対しては、育児支援教室や離乳食教室での栄養教室を実施し、乳幼児期からの食育の重要性について啓発を進めます。
- 正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校や保育園の給食だより等を通して、家庭への食に関する情報提供と啓発を推進します。
- 子どもたちが将来にわたって自らの食生活に関心を持ち健康な生活を送れるよう、子ども料理教室や給食の時間等において食育の指導をします。



### 施策③ 障がい児施策の充実

【健康福祉課・学校教育課・住民課】

- 今後も全保育園において、障がい児保育を実施します。
- 小・中学校においては、発達障害を含む障がいのある子ども一人ひとりのニーズを的確に把握し、持てる力を十分に発揮できるよう、特別支援教育の充実を推進します。
- 各小・中学校において支援員を配置し、支援を必要とする児童・生徒に合わせた指導及び支援を行い、授業に集中できる環境づくりや支援を必要としない児童・生徒自らが、支援を必要とする児童・生徒への対応を学ぶ環境づくりに取り組みます。
- 支援員研修会を実施し、悩みの共有やスキルアップを図ります。
- 乳幼児健康診査や保育園訪問等を利用して、県が実施している幼児発達相談のPRや本町で実施している「すくすく子育て相談」のPR・利用を呼びかけ、気軽に幼児の発達相談ができる機会の充実に努めます。
- 障がいのある子どもたちが健やかに成長できるよう、保健師による保育園訪問を行い、支援が必要な未就学児童を把握し、相談支援及び各学校との情報共有、家庭、保健センター、町教育委員会等の関係機関との連携の強化に取り組みます。
- 障がい児通所支援や障がい児相談支援及び医療的ケア児調整型コーディネーターの配置については、今後も増加が見込まれる放課後等デイサービスの事業所確保を図り、障がい児と保護者のニーズに応じたサービス量の確保に努めます。

### 施策④ 芸術・文化活動等への参加

【学校教育課・生涯学習課】

- 児童・生徒に演劇鑑賞やオーケストラ鑑賞、古典芸能の体験等、様々な鑑賞機会を提供することで、子どもの頃から芸術への醸成を図ります。

## 基本施策（3） 子どもの教育環境の充実

### 施策の推進策

- 子どもたちの「生きる力」の育成に向け、学校の教育環境等の整備充実や家庭における教育機能の向上に努めるとともに、関係機関等と連携し信頼される学校づくりを目指します。
- 幼児教育の充実や家庭・地域の教育力向上に向けた取り組み等を推進します。

### 今後の取組

#### 施策① 学校の教育環境等の整備

##### ア) 確かな学力の向上

【学校教育課】

- 基礎・基本を大切にし、一人ひとりの個性と創造性を伸ばす教育を推進するものとし、そのために次の点に重点的に取り組みます。
  - ◆全教育活動を通した「読み、書き、話す」力の育成
  - ◆個に応じた指導の充実による基礎・基本の徹底並びに活用力の育成
  - ◆自ら学ぶ意欲や習慣を育てるための家庭学習の充実
  - ◆勤労生産的な活動等体験を通した総合的な学習の充実
- 学力調査を引き続き実施することで、各学校における課題把握や授業改善、学力向上に取り組みます。
- 学習サポート事業による対象年齢の拡大等、参加しやすい学習支援の充実に取り組みます。

##### イ) 豊かな心の育成

【学校教育課・生涯学習課】

- 豊かな人間性を育むとともに、広い視野に立って郷土を愛する人づくりを推進するものとし、そのために次の点に重点的に取り組みます。
  - ◆基本的な生活習慣の確立と社会性の育成
  - ◆体験的な活動を通した心の教育の充実並びに人権教育の推進
  - ◆育てる生徒指導並びにガイダンスの充実
  - ◆文化活動を通した豊かな感性の育成並びに読書習慣の確立
  - ◆ふるさとを学ぶ教育の着実な推進
  - ◆わが国の伝統・文化を理解し尊重する態度の育成
  - ◆A L T（外国語指導助手）を活用した外国語活動の充実と国際理解教育の推進
- 心の教育推進大会やわが家のふれあいアルバムの取り組みを通した豊かな人間性を育むとともに、心の教育推進事業等の郷土愛を育む機会の提供に取り組みます。
- 人権教育のチラシ配布等、人権の啓発に引き続き取り組みます。
- 学校・家庭・地域が連携し、いしかわ道徳教育推進事業による道徳教育講座の実施とともに、地域教材の開発や体験活動を進め「考え、議論する」道徳の授業づくりを推進します。

##### ウ) 健やかな体の育成

【保健センター・学校教育課】

- 健康や体力の増進に努め、たくましい人づくりを推進するため、食育をはじめとした健康や

体力を増進する教育の充実を図ります。

- 生徒数の減少に伴う教員の減少や、専門性を持った指導者不足を解決するため、スポーツ指導の資格や専門的な技術指導力を備えた地域の指導者を活用することにより、中学校運動部の充実と活性化を図ります。
- 部活動費や各種大会派遣に対する支援を引き続き行うことにより、保護者の負担軽減及び児童・生徒のスポーツ意識の向上に努めます。

#### エ) 信頼される学校づくり

【学校教育課】

- 今後も学校評議員制度の継続実施に努め、地域及び家庭、学校との連携、協力により、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。
- 学校評価を活かした学校運営の改善・充実に努めます。
- 教育委員会主催による研修会を引き続き実施し、若手教員の指導力向上及び中堅以上の教員の意識改革に努めます。
- 学校における行事や生活について、ケーブルテレビでの発信や町広報誌等、学校の情報公開に積極的に取り組みます。

#### オ) 教育環境の整備

【学校教育課】

- 校舎・施設の耐震化を推進します。
- 学校の施設や設備の有効活用を図ります。
- 学校の防犯対策を推進し、安心して学べる学校環境づくりに努めます。
- 登下校時の児童・生徒の安全確保対策を推進します。
- 効果的な学力育成を目的としたICT環境整備事業を進め、各学校へのICT支援員の派遣やさらなる環境整備を図ります。
- 学校司書を各学校に配置及び常駐することで、親しみやすい図書館の充実に取り組みます。

### 施策② 家庭や地域の教育力の向上

#### ア) 地域の教育力の向上

【生涯学習課】

- 放課後子ども教室事業や心の教育推進事業等を通して、見守り隊やボランティア活動等への地域住民の協力・参加を促し、今後も学校や地域等の希望を聞き取りながら、地域の教育力の向上を図ります。
- 地域での文化や自然を活かした家族並びに地域住民参加のイベント、体験活動を推進し、住民同士のふれあう機会の創出に努めます。
- 地域住民の健康づくりやふれあいを育む「総合型地域スポーツクラブ」の設立について検討を進めます。

#### イ) 家庭教育への支援の充実

【学校教育課】

- 家庭の役割やあり方を考える機会として、家庭教育についての学習機会や情報の提供に努め

ます。

- 家族の交流促進事業の継続実施により、家族同士がふれあう機会、向き合う機会の創出に努めます。
- 保護者の負担軽減のため、学校給食費助成制度や遠距離通学対策事業等の支援を引き続き実施します。
- 教育環境向上を目的とした各種団体への運営支援を実施します。
- 奨学金資金貸付事業の実施により、経済的理由による就学困難な学生に修学機会の場を提供します。

### 施策③ 就学前教育・保育と小学校の連携.....【学校教育課】

- 今後も幼児期教育と小学校以降の教育との円滑な移行や接続を図るため、保育園・認定こども園・小学校間の連携、交流をさらに進めるとともに、安心して就学できるよう就学相談の場の充実を図ります。

### 施策④ グローバル化に向けた人材育成及び外国語学習の推進.....【学校教育課】

- 小・中学校における英語活動の充実を推進します。
- 青少年海外派遣事業について、中学生・高校生の参加に向けて積極的なPR及び派遣プログラムのさらなる充実を図ります。
- 各小・中学校へのALT（外国語指導助手）の配置及び常駐により、学校生活全般において英語によるコミュニケーションを図り、英語によるコミュニケーション能力の育成や国際理解の推進を図ります。

## 基本目標Ⅳ 子どもが安全に育つ安心なまちづくり

### 基本施策（１） 子育てにやさしい生活環境の整備

#### 施策の推進策

- 子育て家庭や人にやさしいまちづくりの実現を目指して、子どもたちが安全に安心して遊ぶことができる公園の整備充実や、安全な道路交通環境の整備、子育てに配慮した居住環境の形成を推進します。
- 公共施設や公共空間のバリアフリー化を推進し、妊産婦や乳幼児連れの親等、あらゆる人たちが快適に安心して外出できる環境づくりを推進します。
- 近年は子どもを狙った犯罪が発生していることから、まち全体でより一層の防犯体制の強化に取り組みます。

#### 今後の取組

#### 施策① 良質な住宅の整備 .....【まち整備課】

- 新婚世帯や子育て世帯を対象とした『ますほの丘住宅』の整備により、若者の人口減少に取り組んでいます。

#### 施策② 安心して外出できる環境の整備 .....【まち整備課】

- 今後も道路や公共施設等のバリアフリー化を推進します。
- 歩道整備の際に、歩道と小公園を取り入れた空間整備を行い、人々が快適に回遊できるような施設整備に努めます。
- 老朽化した遊具の撤去及び新たな遊具の設置等、既存公園の整備充実を図り、住民参加による公園管理を推進し、子どもたちや地域住民の快適な遊び場や憩いの場の確保に努めます。

#### 施策③ 安全・安心なまちづくりの推進 .....【環境安全課・まち整備課】

- 通学路や公園等における防犯灯の設置及び見直しとともに、自治会の防犯組織体制の強化を図り、地域や警察、関係機関が一体となって協力し、まち全体で安全体制・防犯体制の強化に取り組みます。
- 道路や公園、公共施設の構造、設備においては、防犯灯をLEDに更新する等の防犯設備の整備及び通学路に合わせた防犯灯の設置個所の見直し等、防犯的視点を取り入れた整備に取り組み、犯罪の発生防止に配慮した犯罪に強いまちづくりを推進します。

## 基本施策（２） 子どもの安全の確保

### 施策の推進策

- 昔に比べて子どもは屋外で遊ぶなくなりましたが、これは子ども自身のライフスタイルの変化によるほか、地域における交通事故の危険性の増大や治安状況の悪化等も影響しているものと思われます。
- 子どもたち自身が自分の身を守ることの重要性の周知啓発に取り組むとともに、地域ぐるみで治安対策の強化に努めます。
- 見守りや活動への支援のほか、警察等の関係機関との連携を強化し、次世代を担う大切な子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう取り組みます。

### 今後の取組

#### 施策① 交通安全教育の推進.....【環境安全課】

- 子どもを交通事故から守るために、今後も引き続き、学校やPTA、地域、警察等の関係機関等による交通事故の減少に向けた取り組みを強化するとともに、交通安全教育等を通じて、市民の交通安全意識の高揚を図ります。
- 特に子どもたちの交通安全教育については、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施を検討し、子どもたちの交通安全意識の高揚とマナーの向上を促していきます。
- 交通安全に対する3つの「用具・施設・サポート」対策として、中学生対象のヘルメット助成、通学路における危険個所の点検・巡回及び改善、見守り隊等のボランティア活動を引き続き実施します。

#### 施策② 犯罪等の被害防止と活動の推進.....【環境安全課・生涯学習課】

- 地域ぐるみの防犯体制の確立と小・中・高校生の健全育成の推進のため、学校の教師やPTA、民生委員・児童委員を中心に実施してきた街頭補導について、今後も関係機関と連携しながら継続して実施します。
- 校下パトロールでの声かけの実施による不審者からの見守り活動を継続します。
- 小学校新1年生を対象とした、防犯ブザー及びクマ鈴の支給や小・中学校への防犯カメラ設置とともに、多様化、凶悪化する犯罪に対処するため警察等と連携し、強化します。

## 第6章 計画の推進・点検体制

本計画を進めるためには、行政、家庭、教育・保育施設、地域、職場（企業）等が共通認識の下に、相互に連携して取り組んでいくことが重要です。

このため、各主体が計画の基本理念や基本目標の達成に向けて、自主的な活動を繰り広げていくため、下記の点に留意しながら取り組みを進めるものとします。

### 1. 町民参画の推進

本計画の施策を進めていくためには、現在、子育てに関わっている町民や子育て家庭だけではなく、町全体が子どもの視点に立った子育て支援や、乳幼児期から思春期を見通した子育ての重要性を認識し、積極的に関わっていくことが求められます。

このため、こうした住民参画体制の構築に向けて、以下の事項に留意した展開を図っていきます。

- ◆本計画を町民に公表、周知するとともに、必要性や意義について、普及啓発を推進します。
- ◆保育施設等の児童福祉機関や学校等の教育機関、職場（企業）等の子育てに関連する諸機関に対し、積極的な取り組みを働きかけます。
- ◆町政への提言等の広聴活動を通じて、幅広い町民の意見把握に努め、町民との意思の疎通を図ります。

### 2. 地域組織との連携強化

子どもたちが育っていく地域の社会環境は子どもたちが日々充実し、健全な生活を営んでいく上での重要な役割を担っています。このため、健全な地域社会環境の形成に向けて、以下の事項について取り組んでいきます。

- ◆民生委員・児童委員・主任児童委員等との連携・協力
- ◆地域の子育てボランティア、子ども会、PTAといった地域組織の自主的な活動の促進と相互連携・協力
- ◆地域住民が相互に支え合う「地域で子育てのまちづくり」の推進

### 3. 行政各部門との連携

本計画は、子どもの成長や子育て支援、家庭、地域・学校等の連携による健全な地域整備を進める総合的な計画です。このため以下の事項に配慮して、具体的な項目の推進を図ります。

- ◆関連計画との整合性を図り、全庁的な計画推進体制の構築
- ◆国、県、保健所、児童相談所等関係機関との連携のさらなる強化

### 4. 計画の点検体制

本計画の遂行・推進にあたっては、全庁的な事業計画の実施状況を一括して把握・点検し、適正な進行管理に努めます。

また、今後において、事業の適正化や実施状況について詳細な検証を行えるような機構づくりを検討します。

さらに、各年度の実施状況や計画の変更・見直しについて、ホームページ等に情報を掲載する等、町民に分かりやすい周知策を図っていきます。



第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：志賀町

編集：志賀町役場 住民課

〒925-0198

石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1

TEL：0767-32-9122

FAX：0767-32-0288